

令和4年第4回(9月)筑紫野市議会定例会
第4回決算審査特別委員会

○日 時

令和4年9月16日(金)午前8時57分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(21名)

委員長	上村和男	副委員長	平嶋正一
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	辻本美恵子	委員	鹿島康生
委員	赤司泰一	委員	下成正一
委員	高原良視	委員	阿部靖男
委員	西村和子	委員	原口政信
委員	白石卓也	委員	宮崎吉弘
委員	山本加奈子	委員	波多江祐介
委員	八尋一男	委員	城健二
委員	坂口勝彦	委員	段下季一郎
委員	前田倫宏		

○欠席委員(1名)

委員 大石泰

○傍聴議員(0名)

○出席説明員(35名)

総務部長	宗貞繁昭	財政課長	鶴川和宜
財政担当係長	尾形基貴	財政担当主任	原田裕介
健康福祉部長	森えつ子	生活福祉課長	坂田浩章
地域福祉担当係長	小山誠二	障がい者福祉担当係長	永田新太郎
保護課長	中島友子	保護1担当係長	菅本貴之
保護2担当係長	藤本光信	高齢者支援課長	古田浩明
高齢者福祉担当係長	真鍋美香子	教育部長	長澤龍彦

教育政策課長 吉 開 和 子
学校教育担当係長 城 塚 晶
生涯学習課長 檜 木 理 恵
文化・スポーツ振興課長 益 永 晃
文化財保護担当係長 吉 田 高 穂
建 築 課 長 永 利 啓 次
建築担当係長 河 野 友 宏
土木整備担当係長 江 口 裕 征
維持管理課長 菊 武 秀 明
環境経済部長 野 田 清 仁
環境保全・廃棄物担当係長 荒 井 健 治

学校教育課長 高 木 美智子
教育指導担当係長 石 川 純 快
生涯学習・青少年担当係長 野美山 毅 士
文化財課長 小鹿野 亮
建 設 部 長 森 下 義 明
空家対策・建築計画担当係長 山 本 裕 介
土 木 課 長 山 田 学
土木整備担当主任 柳 智 範
維持管理課長補佐 山 内 和 彦
環 境 課 長 虫 明 しのぶ

○出席事務局職員（2名）

課 長 大久保 泰 輔

主 任 本 田 潤 平

開会 午前8時57分

○委員長（上村和男君） それでは、皆さんおはようございます。

まだ時間前ではありますが、熱心な委員の皆さんがもうお集まりです。執行部もおそろいですので、御承知のとおり時間が押しまくっておりますので、昨日の続きから始めたいと思いますので、第4回決算審査特別委員会を始めたいと思います。

傍聴はいませんね。

それでは、前回に引き続き、集中審査に入りたいと思います。昨日の残りのところからですから、生活福祉部が今日にうれしいところを残してありますので、森部長から朝の御挨拶と、説明に来てくれた職員の紹介をお願いいたします。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） おはようございます。健康福祉部の森でございます。

本日、健康福祉部におきましては、3課11件を審査いただく予定となっております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、生活福祉課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 生活福祉課長の坂田と申します。よろしくをお願いいたします。

○地域福祉担当係長（小山誠二君） 生活福祉課、地域福祉担当係長の小山です。よろしく申し上げます。

○障がい者福祉担当係長（永田新太郎君） 生活福祉課、障がい者福祉担当の係長、永田です。よろしく申し上げます。

○健康福祉部長（森 えつ子君） どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（上村和男君） よろしく申し上げます。

それでは、民生委員、生活福祉協力員の人数、報酬の項目について説明を願います。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 民生委員、生活福祉協力員の人数、報酬について御説明いたします。

まず、民生委員についてですが、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員としての立場を有し、地域における見守り活動・相談業務を行う無給の福祉ボランティアです。

民生委員への支出といたしまして、個人へ支払われる活動費、費用弁償、連合会への支

出される事業費がございまして、金額は表のとおりです。

次に、生活福祉協力員についてですが、民生委員に対して市長が委嘱をされており、地域における福祉活動の支援を行っております。生活福祉協力員への支出としまして、個人への報酬、費用弁償、団体への自主活動研修助成金があり、金額は表のとおりでございます。

なお、現在の民生委員の定数、実数、任期につきまして、最後の表にまとめさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりましたので、質疑のある方は挙手の上、お願いいたします。また、おことわりをしておきますが、指名をされてから発言をいただくように、録音したり記録上難しくなりますので、ぜひ御協力のほどお願いいたします。

それでは、挙手をお願いいたします。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） まず、民生委員の運営事業21万4,000円が予算執行されていない、その理由が一つと、それから民生委員の定数に達していない理由と、それに対する対策、これについてお願いします。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） まず、予算の残の部分でございますけれども、民生委員の推薦会を実施しておりまして、その推薦会の数が少なかったことによりまして、執行していない分が残っておるところでございます。

それから、欠員の関係でございますが、現在、定数が134名となっております、実人数としまして130人と、4名の欠員が出ているところでございます。

民生委員の推薦につきましては、私どもとしましても地域のほうに呼びかけを行いまし、なるべく欠員が出ないように働きかけを行っておるところでございますけれども、なかなかやっぱり、一番の課題としましては活動の時間がなかなか取れないという部分と、あと福祉活動への意欲・適性等を要求されることから、地域においても人材不足が生じておるところで、なかなか埋め切れていない状況がございます。

この点につきましては、今年の12月1日が3年に1度の一斉改選の時期を迎えます。現在、推薦会等委員の推薦についての手続のほうを進めているところでございますけれども、改選時になるだけ欠員が出ないように、引き続き地域への働きかけを続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。関連ですね。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 推薦会というのは、具体的に何なんですか。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 民生委員につきましては、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員ということになっておりまして、地域のほうから推薦が挙がってきた内容につきまして、推薦会で適正かどうかの診断をした上で、県のほうに進達をさせていただいております。ですので、民生委員になるためには全てこの推薦会の中で審査されて、適正と認められた方がなっているという現状でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 関連してですか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） いやいや、ということは、予算執行がされていないということは、推薦会がされなかった、しかし民生委員の方が130人なられたと、こういうことですか。

○委員長（上村和男君） ちょっと休憩します。

休憩 午前9時04分

再開 午前9時05分

○委員長（上村和男君） 始めます。坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 推薦会についてのお尋ねですけれども、今年につきましては3年に1度の一斉改選になっておりますので、かなりの案件の審査を行っております。

ただ、通常時におきましては、病気等によって任期途中で退任されたりとか、そういった場合の補充についての推薦が挙がってきた分について審査を行っておるということで、令和3年度につきましてはコロナの影響もございましたので、少数の推薦につきましては、委員長、副委員長一任ということで委員さん方から了承を得まして、会自体を開いていない部分がございます。その分でちょっと不測の予算が余っているという状況でございます。

以上でございます。

○委員（八尋一男君） 分かりました。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 生活福祉協力員なのですが、年額の報酬が6万6,000円で令和3年度130人ということで、単純計算すると858万円なのですが、決算書を見ると849万7,500円になっているのですが、これは人数が途中で何か変わりがあったと思っただけでいいのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 現在の委員の中で、任期途中で退任になられた方がいらっしゃいますと、そういった数字、きちっと合わない数字になってまいります。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 定数についてのお尋ねですけれども、今のところ134人が定数となっていて、その根拠というものをお示ししていただきたいというのと、この定数の見直しというのは、例えば人口も筑紫野市は増えていっている状況なんですけれども、そういった見直しというものをされているのか。

また、先ほど課題として、活動の時間が取れないということが民生委員の負荷になっているのかなと思うんですけれども、そういった場合、定数を増やして1人の負荷を減らすという考えもできると思うんですけれども、そういったことはできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） まず、定数でございますけれども、おおむね基準で170世帯から300世帯で1名という基準がございます。ただ、そこは各地域の実情がございますので、地域の実情に合わせて、地区ごとの定数を設定させていただいているところでございます。

○委員長（上村和男君） ほかはありませんね。

○委員（前田倫宏君） まだ、定数の答えが。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 定数の見直しですね。見直しにつきましては、3年に1回の一斉改選のタイミングで見直しをするということになっております。今回の12月1日の一斉改選につきましては、現在定数が134名でございますが、13名増員をしまして、147名とする予定となっております。

増員の理由としましては、今議員のほうからも御指摘がありましたけれども、各地域で

やはり様々な福祉課題が山積しておりますので、そういった対応のために現員では足りないということで、地域からの要望に応じまして県と協議をして定数を増やしているところでございます。

特に、今回の一斉改選につきましては、地域コミュニティが筑紫野市は7コミュニティとなっておりますが、現況、民生委員の地区協議会が六つとなっております。どこがあつてないかと申しますと筑山、筑紫と山家、それぞれコミュニティは独立しておりますが、民生委員・児童委員協議会につきましては、筑山ということで一つの地域となっておりますので、理由としましては山家の民生委員が少ないということで現員4名でございます。そこを、今回の一斉改選に合わせまして5名追加して9名体制とすると、それをもって山家を独立させると、筑紫と山家を分けることによって7コミュニティと一致させると、これは総合計画でも目標として掲げている内容でございます、そのために今回山家につきましては大幅増員となっているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） みんなが心配しているのは、民生委員の内定がなかったり、御苦労が多かったり、福祉委員と地域の見守りなどで役割を果たしていただいておりますが、ますますコロナ禍で災害が起こったりすると、その体制が間に合うのかというのが議員の中にある疑問といえば疑問、だからちゃんと取り組んでいますかという意味で質疑があったと思います。

最後のお答えいただきましたので、それで終わりにしたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、次の項目に移ります。筑紫野市災害時等要援護者支援事業、内容と実績、システム概要について説明願います。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 続きまして、筑紫野市災害時等要援護者支援事業、内容と実績、システム概要について御説明をいたします。

決算審査資料は86ページとなります。

決算額は45万400円です。

本事業は、高齢者や障がい者などの要援護者を地域支援者が一体となり、可能な範囲で助け合う災害時等要援護者支援制度の普及・推進を行うものでございます。制度の普及推進のため、出前講座、コミュニティ学習会への参加や、自主防災組織、コミュニティとの

協定の締結を進めております。

また、要援護者支援システムにおきましては、登録者の情報を一元管理し、地域の民生委員に対しまして見守り活動や避難支援の基礎資料として、個票とハザードマップ情報等を一体とした台帳を出力し、提供をしております。

なお、令和3年度の出前講座実績、制度登録者数、協定書締結状況につきましては、表のとおりとなっております。別途、行政区ごとの登録者数一覧を提出しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明をいただきましたので、質疑のある委員は手を挙げてお願いいたします。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 要援護者支援システムというこのシステムがよく分かんのですが、要は災害時等要援護者登録台帳をアウトプットするためのシステム、すなわちプログラムを組まれているということだろうと思うんですけど、台帳を作るぐらいだったらそんなプログラムを組んで、そして何かサーバーに入れるとかいうようなことがなぜ必要なのかということに疑問に思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 要援護者支援システムについての御質問だと思います。

資料のほうには簡単に触れさせていただいておりますが、本システムでございますが、登録者の情報を一元管理しておりまして、個人データと住宅地図及びハザードマップとを統合した自宅周辺地図情報を一括して個票出力可能としております。様々な情報を1枚の個票にすることで、地区ごとの個票の更新ですとか、担当要援護者が多数にわたった場合でも、民生委員による管理と活用をしやすくしているところです。

また、内容につきまして、年に2回住民基本台帳情報の取り込みによるデータの更新作業や、毎月の死亡者、転出者のデータの反映を行っておりまして、常に個票情報を最新に保つように努めております。

セキュリティー面におきましても、登録者が現在目標より少ないとはいえ、それでも1,600名を超える個人情報の管理を行っております。特に、要援護者の情報につきましては、おひとり住まいの高齢者ですとか、地域で生活されてある精神障がいの方、そういった方々の情報が多数ございます。したがって、万が一外部に不必要に漏れたりしますと、地域の防犯上もゆゆしい事態になってくると考えておりますので、専用のシステムによる

管理が必要だというふうに考えております。

現在、登録促進の取組に特化した活動となっておりますので、十分にシステムを生かせていない反省点はございますけれども、今後メールの配信機能の活用ですとか、地図情報を地域における避難計画策定時の基礎資料として活用するなど、関係課との連携により積極活用できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） よろしいですね。はい、じゃあ……、すいません、ちょうど陰になるから。

田中委員。

○委員（田中 允君） この協定書の締結、これについてはらつきあるみたいやけど、その原因というか、今後見通しはどのようになっているのかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 全地区を見ますと、確かに地区ごとの登録者数のばらつきというのがあるかと思えます。出前講座等で登録の勧奨等を行っておりますが、なかなかコロナの状況等もありまして、はかどっていない部分はございます。

今後の支援者の増加についての取組ということで、現在考えておりますのは、現在のシステムの登録者のデータ、それから高齢者支援課が所管しております要介護の認定データ、それから生活福祉の障がい者データなどのすり合わせを行いまして、要件を満たす未登録者へダイレクトメールにて勧奨文書を送付するなどの手だてを現在検討しておりますのでございます。

また、先ほども申し上げましたが、民生委員につきまして、今年の12月1日に一斉改選を控えております。一斉改選に伴いまして、新体制での研修の場等も予定しておりますので、そういった場を捉えながら、取組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（田中 允君） 協定書の締結の中で、7分の4になっとるやろう。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 失礼しました。協定書ですね、自主防災組織とコミュニティに対して協定書の締結ということで、こちらにつきましても、各コミュニティや自主防災組織に制度の説明を行いながら、加入の推進のほうは図っているところでございます。

実際、なかなか数が伸びていないということで、令和2年度から令和3年度を比較しますと、自主防災組織が4か所、コミュニティが1か所という実績になっておりますので、

全地区での締結を目指して、また働きかけを進めてまいりたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 目の前だから手が早かった。段下委員。

○委員（段下季一郎君） 八尋委員の質問の関連なんですけども、さっきのシステムを導入されているということで、大体今自治体のそういうシステム系というのは、標準化とか共通化ということで、個別の自治体でそれぞれシステムを導入するんじゃなくて、どの市町村でもこのシステムを導入しますと、このシステムを使ってくださいみたいな、何かそういう取組もなされていると思うんですけども、この導入しているシステムというのは、標準化、共通化の取組に伴うシステムなんではないでしょうか。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 現在運用しておりますシステムにつきましては、平成23年度導入したシステムでございますので、現状の標準化に適合したシステムとはなっていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） では、波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 現状をちょっともう少しお聞きしたいんですけど、昨年度決算で登録者数は1,700人ということで、昨年も減少していますというお話をもらいました。今年もこう見てみると、また減少していると。

さっき言われたように、7コミュニティのうち4、自主防災組織においても全てではないという状況で、地域によって格差があってはならないと思う中で、そもそもこの要援護者支援事業が進まない、進まないというのは例えば協定が進まなかったり、コミュニティも7コミュニティがどんと一緒に行けない、その要因というのはどういったことがあるんですか。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） この要援護者支援制度自体の印象と申しましょうか、取組内容についての私どもの周知が至っていない部分もあるかと思えますけれども、どうしてもやはり平時の見守りはともかくとしまして、有事の際に自分が支援者となってその方を避難させなければならないと。

あとは、情報の漏れがあっても万が一のことがあったら責任はどうするのかといったところが、非常にやっぱりネックになって登録に結びついてない、支援者が伸びない要因になっているかと思えます。

ただ、そもそもこの制度自体は、そこまでの義務を課す制度ではございません。あくまで共助の範囲内において、皆さんに協力していただきましょうということで、防災情報につきましては市のほうも流しておりますけれども、例えば近隣の支援者の方が、こういうふうな台風の情報が出ていますよと、大雨の情報が出ていますよと声かけのレベルでも可能なので、助け合いの範囲で支援を行っていただきたいという趣旨でございますので、その辺がやはり広告塔として民生委員の方々に協力していただいている部分もございますので、いま一度新体制の中で研修の場等を通じまして、そこまでの義務を課すものではないですよということで、もう少しハードルを下げると申しますか、そういう説明ができるような勧奨のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） これ、議会で議会報告会をしたときに、市民の方からもいろいろな意見がありました。例えば、この協定を結んでいるコミュニティと結んでいないコミュニティ、結んでいる自治体と結んでいない自治体とで、何か結んでいることによって例えば開示がこのようにできますよとか、結んでないからできないんですよというところがあるんですかね、現状。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 制度に加入することによるメリットという話になろうかと思えます。

その辺りが、先ほどもちょっと申し上げましたが、加入者増の取組ばかりに今のところ地域福祉担当も終始してしまっているところがございますので、先ほど申し上げました防災情報のメールによる配信とか、地域における避難計画策定時の基礎資料の提供とか、そういった登録するとかいうふうなことに活用できるんですよといったところ、これはなかなか地域福祉だけで進めるのは困難な部分もあろうかと思えます。

一応システムにつきましては、サーバーをこちらで管理しておりますが、端末としまして危機管理課、高齢者支援課も中を活用できるようにネットワークを組んでおりますので、今後につきましては関係課の連携等も積極活用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 最後になりますけども、最後に言われたやっぱり関係課との連携というのは非常に大事ななと思います。結局、さっきお話しいただいたように、登録した方がやっぱり自分も高齢でありながらなかなか見に行くのがと、前に何かの委員会にでも言ったんですけど、例えばそういった災害時には危機管理課と連携をして、例えば消防団員にその情報を流して、地域に消防団はいますのでその方が見に行けるとか、なので、確かにこういう全国的に進んでいる制度にしっかり自治体でも取り組んで、それで意識向上につながったりというのはいいんです、いいというのは大切だと思うんですけど、それが実態として、本当に災害があったとき等々、その目的が果たせるように、市独自でもやっぱりその最後に言われましたいろんなこと連携していく中で、そういう協定を結んでいる結んでいない、広がっていない現状、登録者の方、いろんなことを勘案すると、もうちょっと少しずつ考えていくときではないかなと思いましたので、先にお話しいただきましたので、今後も進めていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（上村和男君） 何か言おうと思ってる。田中委員。

○委員（田中 允君） 今、支援員と色々な救助を要する人、ちょっと体調が悪いとか、障がいがあるとか、それいう方との連携というか、誰がどのように担当していくのかとか、そういう割り振りは決まっているんですか。地域としてはあるかもしれんけど、個人としてね、うちの隣におられるんですけどね、何かあったら頼みますよと、もう八十四、五になられて独り生活してあるんですけど、分かっていますよというような形ではあるんですけど、そういう登録をしてある方との連携というんですか、そういうのはどのようになされているんですかね。私もまた、そういうことであれば、登録しなければならないかなと思ったりしているんですけども、そこらも含めてお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 要援護者の登録の際に、登録の申請書の中に支援者を書く欄がございまして、あらかじめ支援者が決まっていれば、その方の個人情報、連絡先等を記載していただくようにしております。

ただ、先ほど申し上げましたが、なかなか制度の名称からして、自分の支援者となったことによる義務と申しましょうか、そういったところのハードルを高く感じられてある方が多数いらっしゃるんだろうと思います。

登録者に対する支援者がついてる率というのが、現在30%程度ということになってお

りますので、そこも課題であろうというふうに捉えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） この間、ほぼ毎年のようにこのテーマになるんですけども、要するに今日の説明で、もう少し工夫が必要じゃないかなと思ったのは、今まで単に名簿のような受け止め方をしていたものが、多分さっきの説明で、個人情報と例えばゼンリン地図そしてハザードマップともリンクしているということで、それであれば、そのシステムでつくられたアウトプットそのものがどんなふうな機能を持って活用できるのかという説明が足りていないんじゃないかなと。

そして、そのことが行政区のほうで、登録したけど結局何もしてくれない、連絡はどうなるんだろうみたいなところでね、だから毎年下がっていくと。

去年と今年と違うのは、障がい者の方が100人近く増えていると。これは多分、団体のほうで積極的に声かけをされたんじゃないかなと思うんですが、結局その75歳以上の方はほぼ200名近く減っていると。その前年もやっぱり減っていったと、登録したことによるメリットが全然みんなに見えてない。例えば、私たちでさえ、このアウトプットがどのような使われ方をして、どういう効果をもたらすかということが全然理解できていなかったんですね。

つまりは、登録した人にとってどういうメリットがあるかが全然伝わっていなかったんじゃないかなと、あるいは登録を進める行政区とかコミュニティにしても、この情報がどういう効果をもたらして、どういうふうに活用していいのかというのが、分からなかった。

このシステムによって作られているアウトプットが、例えばゼンリン地図で個人を特定してすぐ助けに行ける、あるいはハザードマップと一緒にいるから、こういう事態のときにはこの人が救出する優先度が高いんだとかいうのが、一目瞭然に見えるんですよとかということ言えば、水害のときにはこの人が先だと、土砂崩れときにはこっちの人が先に見に行かないといけないんだねというのが、それぞれの課で分かれば、あるいは地域で分かれば、もうちょっと推し進めようもあったんじゃないかなと。

今日初めて、そういうふうな情報とリンクしているのが分かったというところでは、もうちょっとその辺を説明しないと、この事業の効果というのが、関わっている人みんなに全然見えてこないんじゃないかなと思うんですよね。今までそういう説明が全然なかったです、リンクしているというのがね。

これだけのお金、まあ僅かなお金ではあるけれども、補修費として38万5,000円、これは毎年データ更新料として払っているわけで、せっかくこのお金が有効に活用されて出てきたアウトプットを、もう少し有効に活用できるように皆さんに説明できればいいのかなと思うんですけど。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） ただいま御指摘のとおり、制度のメリットですね、確かに登録、登録という話ばかりを今までできておりましたので、そもそものシステムが持っている付随機能の部分も含めて、周知が足りていない部分はあったかと思います。

このメリットを享受されるのは、実際登録された要援護者の方々でございますので、その辺も含めまして、なるだけ分かりやすく伝わるような周知の方法を検討してまいりたいと考えております。

○委員長（上村和男君） そろそろこの項目を終わりたいんですが、波多江委員が行政間の連携も、それから各消防団とかも言われたんですが、各団体や地域組織も、また連携をしていくようなことが大事だというふうに言われたと思うので、そういうことについて、特段の取組がないと、宝の持ち腐れ、情報が共有されないままということが続きそうなので。

そして、民生委員の選考に当たっている人たちが、成り手がなくて困っているんですよ、誰か探してくれませんかというようなね、そういう実情の中にあることもまたお互いに共有して、きちっと取り組んでいくことが必要だなというふうに思っていますので、決算審査特別委員会ではそういう議論があったということはきちっと記録にとどめておく必要があるかなと思っておりますので、申し上げて、次の項目に移りたいと思います。

次、介護給付等事業、障がい児通所給付費の内容と実績についての項目に移ります。

執行部から説明を願います。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 介護給付等事業、障がい児通所給付費の内容と実績について御説明をいたします。

決算審査資料は87ページとなります。

決算額は28億5,813万999円。内訳としまして、19節扶助費のうち障がい児通所給付費は、10億9,217万7,534円となっております。

事業内容についてですが、児童福祉法に基づくおおむね18歳未満の児童を対象とした福

祉サービスとなっております。主に通所により、発達障がいもしくは発達障がい疑われる児童に対する支援を行います。

表のとおり、四つの種別がありまして、児童発達支援は小学校就学前の児童、放課後等デイサービスは小学校入学から18歳未満まで、保育所等訪問支援につきましては保育所等の現場において発達支援を行います。最後の、障がい児相談支援につきましては、各事業所を利用する際のコーディネートや利用計画書の作成をするものとなっております。

また、種別ごとの給付金額、延べ利用者数、実利用者数につきましては、表のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手をお願いします。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 資料ありがとうございます。

2点あります。下のほうの表で、放課後等デイサービスと児童発達支援の分を比較すると、すごく放課後デイのほうが1人当たりの金額がえらく高いような気がするんですね。そこの、どういう要因があつてここまで、単純に割ると児童発達支援が1万ぐらいなんですよ、放課後デイは単純に延べ利用で割ると9万3,000円ぐらいになるんですね。その差の部分と、あとは発達に障がいがあるかもしれないと悩んでいる親御さんたちにとっては非常に心強いサービスであるとは思うんですけども、集団生活への適応訓練の支援を行う、また社会との交流促進の支援を行うというところで、このサービスを受けることでどのような効果が出たとか、そういう検証というのは今現在、どんなふうになっているのかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） まず、児童発達支援の給付金額でございますけれども、申し訳ございません、こちら誤植がございます。すいません、この場を借りておわびと訂正をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） はい。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 給付金額でございますが、正確な金額が4億4,735万8,969円、数字でいきますと447358969。（「どこのページ、言いよると」と呼ぶ者あり）児童発達支援の給付金額でございます。下の表の一番上段の左側の金額です。447358969でございます。すいません、8が抜けておりまして、桁が一つ減っておりますので、先ほど

のような疑問があったんだと思います。申し訳ございません。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 申し訳ありませんでした。

○委員長（上村和男君） じゃあ、山本委員の……。 （「もう一つ回答を」と呼ぶ者あり）

○生活福祉課長（坂田浩章君） それともう1点です。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） それからもう1点でございますが、療育による成果ということだろうと思います。

この点につきましては、資料の末尾のほうにも記載をさせていただいておりますが、当課におきまして利用者数の年齢別推移という検証を行っております。本来であれば、児童発達支援を使われてある方と申しますのは、そのまま小学校に入学しますと、放課後等デイサービスを利用になられる方がたくさんいらっしゃいます。

制度的には、18歳未満までしか使えないことになっておりますけれども、年齢別の推移を見ますと、徐々に徐々に18歳に向かって利用者が衰滅している状況が見てとれます。

ですがいまして、ここにも書いておりますが、発達視野の成果だけではないと思いますけれども、そのお子様の本来の成長が全体的に追いついてきていることによる利用の打切りというの中にはあるかと思いますが、衰滅の状況を見ますとやはり数年の利用を経て使わなくなられる方というのが多数いらっしゃいますので、そこは一定の成果ではないかというふうに考えております。

療育に関しましては、学力検査ですとか体力測定のように、数字でぱっとこう出てくるような情報というのがございませんので、なかなか説明しづらいところはございますけれども、利用者の年齢別推移を見ますとそのような状況が見てとれるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 山本委員、いいですか。ほかありますか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 基本的なことで申し訳ないんですけど、この事業と70ページの子供の発達支援事業のところとの相関関係がどうなっているのかを説明していただいていいですか。

発達障がいということどっちも説明を受けたような気がするので、年齢の違いがあるのかなと思ったら、何かそうでもないような、保育所等とこっちも書いてあるので、何とか、すみ分けたらおかしいけれど、こっちはこう、こっちはこういう範囲ですよとい

うようなというような、基本的なところをちょっと教えていただけますか。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 今お尋ねの70ページ、子育て支援課が所管しておる事業だと思えますけども、こちらはどちらかといいますと、親御さんが相談に来られまして、親御さんとお子さんが一体となった家庭内療育を指導・推奨していくための取組というふうに理解をしております。

私どものほうで行っております児童発達支援放課後等デイサービスと申しますのは、これは通所による福祉サービスでございますので、施設における言語聴覚士をはじめとした専門スタッフによる療育サービスということで、ここは親御さんが一緒に入ってという部分ではございません。そういった違いがあるかというふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですね。

鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） 今ね、数字が一桁違うと、8が抜けていましたと簡単に言われるけどこれは重大なことで、この資料を作るときにどういうチェックをしているのかというのものもあるし、財政も、これを各課から来てまとめているんですけど、ただ数字が違うということで済まされる問題じゃないと思うんですよ。だから、その辺を執行部も今後しっかり踏まえて資料を作るのをやってもらわないと、議員も決算でこの数字を信じて一生懸命中身をね、計算したりしてやっているのに、何でかなという部分がいっぱい出てくると思うので、ほかには間違いはないですよ、財政ね。この資料に対して数字は。そこをちょっとお伺いしたいんですが。

○委員長（上村和男君） この際ですから、財政課長出てきて。

○財政課長（鶴川和宜君） 申し訳ございません。最も基本的なことのチェックが漏れていたと真に反省をしております。所管課が作ったものを再度二重チェックという形で財政のほうもさせていただいておるんですが、そこの部分が漏れていたというところでございます。

今後このようなことがないように、しっかり確認作業をさせていただきたいと考えております。この度は申し訳ございませんでした。

○委員長（上村和男君） 鹿島委員は議運の委員長でもありますから、そこで扱って議長を通じて申し入れるかどうかという境目のところに実はあったと思うんですよ。提出され

る資料や、議案の基礎になっているものが違うと、質問した山本委員が間違っていた、何でこんなになってるのというのが不思議でしょうがなかったと思うんですけど、あなたたちはね。でもね、出すほう間違っているんだから、本当はちゃんとしなきゃいけないので、前はよく議運から呼んで、お説教があっただけだったので、そういうことがないように。この委員会の審査の基礎が揺らぐということになっていきますので、私のほうからも申し上げておきますので、議長のほうからしかるべき執行部にお話があるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

次に移りますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次へ移ります。

意思疎通支援事業、手話通訳数及び活動内容に移ります。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 続きまして、意思疎通支援事業、手話通訳数、活動内容について御説明をいたします。

意思疎通支援事業におきましては、主に聴覚障がい者のための手話通訳者の派遣等を行っております。

具体的な内容といたしまして、まず専任手話通訳者の設置、障がい者福祉担当窓口にも2名配置をしております、各種手続及び相談対応の支援を行っております。

次に、登録手話通訳者の派遣。依頼により、用務先において通訳支援を行っております。現在、登録手話通訳者は21名、年齢別一覧を掲載しております。

最後に、手話奉仕員養成講座における講師対応。毎年、手話表現の周知啓発、奉仕員の養成のため講座を実施しており、講師として対応をしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

田中委員。

○委員（田中 允君） この意思疎通というのは、言語による意思疎通という意味ですか。意思疎通の内容、そこら辺りが、そしてまたなぜ言語だけに限定したのか、その辺りをお願いします。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） まず、対象にしておりますのが聴覚障がい者の方でござ

いますので、意思疎通と申しますのは、聴覚障がい者の方が窓口に来られたり、あるいは用務先で用務を済まされる際に、コミュニケーションのために手話を使って相手方に意思を伝達する、その仲介をするということで意思通訳支援事業というふうにさせていただいております。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だからその意思の疎通というのは、言語だけの意思の疎通なのか、ほかにもいろんな意思の疎通を図らないかんとときに、やっぱり手紙なんかで文書やらで意思の疎通を図るときに、文書とかの意思疎通を図ることはなされていないのかということですか。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 手段につきましては、手話通訳者がそこは臨機応変に、手紙であっても電話での仲介であっても、臨機応変に対応していただいているところでございます。

○委員（田中 允君） だからね、例えば今……。

○委員長（上村和男君） ちょっと待ってください、田中委員が何を言われようとしているかというのは、そっちが分かっていないんですよ。聴覚障がい者だけじゃなくて、いろいろあるがという意味が含まれていると思いますので、もう一回ちゃんと質問をしてもらいます。

田中委員。

○委員（田中 允君） だからね、意思の疎通を図るのは言葉だけかと。聴覚もあるし、身体的なもので意思が図れないこともあるかもしれんし、意思の疎通というので言語というけん、これは言語に限定して私しているんですけど、ほかの取組はなされているのかというわけよ、障がい者のね、意思の疎通を図るために。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 申し訳ありません。こちらの資料では、通訳者の活動のみしか掲載しておりませんが、そういった例えば要約筆記でございますとか、板書をして対応するとか、そういった意思の疎通につきましては、職員も一体となって、支援のほうを……。

○委員（田中 允君） だからね、例えばね……。

○委員長（上村和男君） ちょっと待ってください。今の関連でまた行くんですね。

○委員（田中 允君） うん、そうですよ。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それでね、例えば目が見えない人やらおるやない。その人たちが意思の疎通を、だから言葉で言えばもうそれで意思疎通が図れると理解しているのか、それともやっぱり手紙やらやり取りするときには見えんやない、だから朗読のボランティアもあるやない、読み聞かせやらね、だからそうして意思の疎通を図っていく方法もあるけど、なぜこの言語だけに限定しているのかということですよ。

○委員長（上村和男君） ちょっとしばらく休憩します。

休憩 午前9時44分

再開 午前9時45分

○委員長（上村和男君） 再開をいたします。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 今回、意思疎通支援事業ということで予算化した分につきまして、通訳者の内容につきまして掲載をさせていただいておりますが、言語に限らず意思疎通ということであれば、その方々の障がいの特性に合わせて、あらゆる手段を使ってコミュニケーションを図っていく支援を、私どものほうでも正職員以外に相談員も備えておりますし、あらゆる場面で意思の疎通が取れるように支援のほうを全般的に進めていくところでございます。

○委員長（上村和男君） 福祉の係長、何か補足することがありますか。補足したほうが分かりやすいかもしれませんので。

はい。

○障がい者福祉担当係長（永田新太郎君） 障がい者福祉担当係長の永田です。

意思疎通支援事業ということなんですけれど、ここにある意思疎通支援事業が国の事業メニューの意思疎通支援事業で、それに対応するのが手話通訳、言語聴覚障がい者への支援の事業のメニューとしてここに挙げさせていただいている部分になっています。ほかの目の見えない方への支援とかというのは、障がい福祉サービスでほかの部分で支援等々あるんですが、この事業メニューについては聴覚言語障がい者の方への支援という形に事業のメニューが限定されているので、そういった形になっております。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、意思疎通支援事業というのは、各種いろいろあるということですか。その中の一つが手話通訳ですよという意味ですか。そのように分かりやすく説明してもらえば分かりやすいんですけどね。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 意思疎通支援事業という名前で予算化しているメニューが、ここに掲げさせていただいている部分ということになってまいります。ほかにも、ほかの障がい福祉サービスの予算等で対応をさせていただいているところがございます。

○委員長（上村和男君） じゃ、いいですね。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、予定しておりましたので質問させていただきます。

今、21名で368件の御対応をしてくださっているんですけども、私の知り合いにも手話をしたいという人がいっぱいいるんですよ。いっぱいというか、そんなにいっぱいじゃないかもしれないんですけど。その中で、手話奉仕員の養成講座ですね、ここは令和2年度はコロナでできなかったというふうに聞いているんですけど、令和3年度にこの入門編20回とか基礎編25回をされているんですけど、その周知をされているとは聞いていたんですけど、もう少し広く周知していただけなかったのかなというのと、あと、前に聴覚障がい者の相談員への相談があったと思うんですけど、それは令和3年度はあっていないのでしょうか。聴覚障がいをお持ちの方が、聴覚障がいの人に手話で相談をするものが以前あったと思うんですけど、令和3年度はそれはされていないのかについてお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 手話通訳奉仕員の養成講座の周知ですね、毎年ホームページそれからチラシの配布等を行って周知のほうをさせていただいております。確かに、これは本市に限っての話ではないんですが、なかなか奉仕員が高齢化の波が著しく、後継者が育たないということで、手話の会につきましてもこの手話奉仕員養成講座を受講される方々に、非常に期待を寄せられているところがございます。

コロナ禍で開催できなかつたりした回もありまして、その都度実施の方法について検討を進めておりまして、今回につきましては、実は毎年19時からということで仕事終わりで対応できるようにということでやっておりましたけれども、何とかやり方を変えて、奉

職員を受講される方を多く望めないかということで、今年度につきましては時間中にさせていただいております。

結果的に、それによって奉仕員の受講生が増加したという形にはなかなかになっておりませんが、周知の方法それから講座の開講の方式を含めまして、今後も手話の会と連携を取りまして、話し合いながら工夫を進めてまいりたいと思います。

それから、先ほどの相談員は継続してやっております。毎週月曜日にやっておる部分をおっしゃってあるんだと思いますが、継続して取り組んでおります。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 山本委員、いいですね。

この項目は以上で、次の項目に移ります。

福祉タクシー料金助成事業、障がい者区分別配布人数（過去3年分）、利用状況の項目に移ります。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 続きまして、福祉タクシー料金助成事業、障がい者区分別配布人数利用状況につきまして御説明をいたします。

決算認定資料は89ページとなります。

決算額は773万4,200円となっております。

本事業は、在宅の重度障がい者に対しましてタクシーの基本料金の控除を受ける利用券を交付することで、日常生活の利便性と社会活動の範囲拡大を図るものとなっております。障がい区分別の配布人数及びタクシー券の利用状況につきましては、表のとおりとなっております。表の最後に、近隣市を含めた交付枚数と助成額の一覧を掲載しております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 今、説明があったように、交付枚数と助成額が自治体間でばらつきがあるので、見直しを検討する余地があるのかなと思うんですけども、この腎臓1級、人工透析の方は、年間の交付枚数を増やしているところもあると思うんですけども、その点について増やすとか、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） ただいま御指摘のとおり、一番下の表、各市の取組状況

を書かせていただいております。確かに、B市とD市が腎臓1級につきまして年間の配布枚数を増枚しているというところがございます。

この件につきましては、福岡県の腎臓病患者連絡協議会という当事者組織がございまして、そちらのほうの調べによりますと、会員の透析治療へのタクシー利用が非常に限られているということで利用率が低かったため、当市においてははまだ採用してないところがございます。

あと、利用枚数の増のための各市いろいろアイデアを出して取組をしているところがございますけれども、本市でいきますと、年間48枚ということでA市と並んで少のうございますけれども、初乗り料金につきましては520円から700円という範囲にしております。これはどういうことかと申しますと、委託事業者の初乗り料金に合わせますということです。短距離での利用においては初乗り料金は完全免除ということにさせていただいております。これは筑紫野市だけの取扱いでございます。ほかの自治体につきましては、金額を限定しておりますので、タクシー会社によっては手出しが出てくると。

また、B市が昨年度から1枚500円、それを2枚までということでちょっと抜本的に使い方の見直しを行っておるところでございますが、あいにくこのタクシー料金助成事業につきましては、コロナの影響がございまして、どこの市も非常に交付枚数、利用率が落ち込んでいる状況がございます。

こういった取組をしておりますが、それがどのように実績に跳ね返っているのかの検証にまだちょっと至っておりませんので、その部分については今後の推移を見守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほか、ありませんか。

波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 資料の確認ですけど、身体障がい者手帳の内部機能障がいの、この免疫1級、2級というのが今回から追加なんですけども、この内部機能障がいというのはこの心臓1級から一番下の免疫1級、2級までで、これで全てでしょうか。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 障がい区分としては、これで内部機能障がい全てになります。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） もうちょっと正確に答えてほしいのは、去年の資料にはなかったんですよ、この免疫1級、2級というのは。なので令和3年から追加になったんですか。この項目で、今の話だったら全てということなんですか。

○委員長（上村和男君） ちょっと休憩します。

休憩 午前9時55分

再開 午前9時55分

○委員長（上村和男君） 再開いたします。

波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 去年は、内部機能障がいには入ってなかったんです、区分が別に設けてあって、昨年から項目の変更になったというのはどういうことですかね。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 前回の資料の罫線の引き方が誤っていたようでございまして、内部機能障がいと、この免疫1級2級を罫線で区切っていたと思います。ですが、先ほど御説明しましたとおり、免疫1級2級につきましては内部機能障がいでございますので、今回含めたところで表の作成のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） さっきも鹿島議運委員長とか上村委員長も言われたんで、もう黙っておこうと思ったんですけど、こういうふうに変更があればその中を言ってもらわないと、さっきの山本委員も一緒になんですけど、資料をもらって見ているんですよ。さらっとさっき質問が出て訂正されましたけど。なら、その質問が出なかったら訂正しないのか、そういう資料が出て、それに時間費やして見ているのに、そもそもですよ、決算認定資料を見て、さらに詳しく見たいということでお願いをしてこの資料が出てきている、その資料から私たちはもっとこう読み解く背景があるんじゃないかということを見ているのに、その数字が、4,500万が実は5,000万でしたと質問が出て言われるって。

で、今のもそうなんですけど、何かこう対象の項目が変わったのかな、もし変わったんだったら合計人数も変わってくるんじゃないかなと思って質問すると、誤りだったから今年から訂正していますと。なら、最初からそういうふうの説明されるべきじゃないですか

ね。

○委員長（上村和男君） 部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 大変申し訳ありませんでした。資料関係につきましては、健康福祉部内のほうで昨年と今年度違う場合については、しっかりと訂正補足等するようということで、私のほうも周知をしていたところでしたが、本当に私のチェックが至らなかったというところで、皆様の審議を止めるようなことになってしまいましたので、大変申し訳なく思っております。本当に申し訳ございませんでした。

○委員長（上村和男君） そういうことで、ここを治めていただいてというふうをお願いをいたします。

ほかありませんか。

○委員（八尋一男君） 各自治体の一覧表はありがとうございました。私の要望どおりに作っていただいたと思います。

そうした中で、利用率が低いために不用額が400万円ぐらい発生しておると。前回のときもそういうふうなことを言ったように覚えております。そしてまた、本年度の予算もそういうふうな1,100万円が含まれておるんですけど、前回のときに利用率を上げるために調査研究を行いますということでおっしゃいました。ただ、1年たって何をされたのかというのが一つと、不足している方もいらっしゃいますという声が聞こえてきますけど、もう少し内容を、使われている方の実態をもう少し聞かれるのがいいのではないかなと、その辺も含めて答弁をお願いします。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） ただいま御指摘の件でございますが、今回の予算審査のときのお話ではなかったかと思えます。B市がこういった取組内容、配布の方式を変えてきたということで、同様の話をさせていただいたかと思えますけれども、今年度終わりました実績はということで各市調べる中で、やはりコロナの影響が非常に、外出を支援するサービスということで大きゅうございまして、この利用の変更による増というものが見込まれて確認ができなかったので、引き続き状況を注視してまいりますというふうな回答等させていただいたところでございます。

それから、枚数ですけれども、これは確かに全部使われる方も中にはいらっしゃるかと思えます。あるいは、一方では保険のつもりで受け取られている方も中にはたくさんいらっしゃいまして、年度更新のときに全く使われない冊子をそのままお返しになられる方と

かもいらっしやいます。

ただ、私どもとしては全般的なサービスでございますので、全体的な利用状況を見ながら、配布の方法については引き続き検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 先ほど予算の検討のときと言われたけど、違いますよ。これだけははっきり言うておきます。あなたが間違うんだったら、しっかりと議事録を見ましょうか。これは、僕はちゃんとここに持つとるんですよ、令和2年度の一般会計審査資料、このときにあなたの回答は、利用率を上げるために調査研究しますと、こう書かれとるわけですよ。これは予算のときじゃありませんよ。それを、皆さんの前で、僕が間違ったようなことを発言されたのは非常に心外ですけどね。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 申し訳ありません。私が勘違いしておりました、訂正させていただきます。申し訳ございません。

○委員長（上村和男君） いいですか。多少の行き違いは、八尋委員、大目によろしく。ただ、一緒に考えていきたいと思いますという事で意思疎通が、執行部と議会との在り方も考えていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ次の項目に移ります。

太宰府特別支援学校放課後等支援事業、委託内容と算定根拠の項目についてに移ります。
坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 続きまして、太宰府特別支援学校放課後等支援事業、委託内容と算定根拠について御説明をいたします。

決算審査資料は90ページとなります。

決算額は400万円となっております。

委託の内容でございますが、太宰府特別支援学校の校内において、在校生を対象に放課後及び長期休暇中の活動の場づくり、保護者のレスパイトケアを目的に、校区の4市、本市を含めまして、大野城市、春日市、太宰府市の4市によりまして、共同実施をさせてい

ただいております。

業者選定はプロポーザル方式で行っておりまして、委託料の算定根拠につきましては表のとおり、人件費を利用者数割、事務費を4市による均等割にて算定をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりましたが、よろしいですか。

波多江委員。

○委員（波多江祐介君） ちょっと出させてもらっていたんですけど、よく目にする、登下校のバス、特別支援学校に通学しているバスではなくて、今おっしゃられたのは長期休み、放課後の人件費というのは、その対象の方とか、もう少し具体的に教えてもらっているですかね。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 送迎バスといいますのは、恐らく太宰府特別支援学校本体の送迎のバスが、毎朝迎えに決まったポイントに来ておりますので、そのことだろうと思います。

今回の部分につきまして、これは放課後の支援事業ということで、在校生が放課後そのまま校内に残って、委託業者、支援者が活動の場づくりということで、様々な絵を描いたり軽運動をやったりということで支援を行うことによりまして、保護者のレスパイトケアと言っておりますが、休息時間の確保のためにやっている事業でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） そしたら分かりました。確認ですけど、結局、私たちが目にする、朝の通学のバスに乗って通学をしたお子さんが、そのまま放課後にいらっしゃるということは、結局その通学されている方は全ての方が選ばれているんですかね。長期ないし放課後というのは、バスで行かれていて、利用されない方は、じゃあどうやって帰るのか。

というのは、あそこにいたときに、そういうのが結構、バスの出入りとかも結構問題だったんですよ。今でこそあそこは一般車両といいますか、送迎もできないぐらいもう車がぎゅうぎゅうなんですね。だから、実務的にどうなっているのかなと思ってですね。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） この放課後等支援事業につきましては任意でございます

ので、まず在校生が皆さん利用されているわけではございません。利用される方につきましては、残って活動されますので、その方々につきましては親御さん方が迎えに来られるという形になります。学校としての送迎とは別扱いになっております。

○委員長（上村和男君） 委託業者がやるんじゃないの。

はい。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 固定されたポイントまでは支援を行っている事業者が送って、そこに保護者の方が迎えに来るという形でございます。訂正させていただきます、すいません。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 今の御説明だと、この委託料の中に人件費と事務費しかないんだけど、送迎の分はないんですか。委託料の中に。ポイントまで送るって言ったでしょ。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 事務費の中に、事業費として車両燃料費等を計上しておりますので、そちらのほうで賄っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） じゃ、これでこの項目は質疑を切って、次の項目に移ります。

食の自立支援事業、過去5年分の収支と実績についての項目に移ります。これが終わったらしばらく休憩することにします。

坂田課長、説明をお願いします。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 続きまして、食の自立支援事業、過去5年分の収支と実績について御説明をいたします。

本事業につきましては、高齢者、障がい者の方で、自力での調理や買物ができない方を対象に、弁当宅配の形を通じて安否確認、見守りを行う事業となっております。65歳以上の高齢者は高齢者支援課、65歳未満の障がい者につきましては生活福祉課が所管をしておりまして、過去5年間の収支と実績につきましては、生活福祉課が所管する障がい者のデータとなっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明がありました。質疑のある委員は手を挙げてをお願いします。

○委員（赤司泰一君） ちょっとこの事業そもそもが、先ほども御説明ありましたように高齢者支援課と生活福祉課と、この2局でやられているというふうに捉えておるんですけ

ど、そもそもの今回の決算の数字の中で、過去5年の収支と実績の中で、やはりちょっと大きな差異はないんですけど、差額というのがだんだんこう目減りしていつている、利用者数も1人2人という、そのパイは少ないんですけど、何というんですかね、先細り状況かなというふうに見受けられているんですけど、この差額についてまず、どういうふうに関今回思われているのかということをおひとつ聞かせていただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 本事業がそもそも見守りを要する障がい者を対象としておりまして、事前のアセスメントによりまして、必要性を判断させていただいております。

対象者がそういった御自身で調理やお買物に行けない障がいの方を対象としておりますので、利用期間中におきましても入退院ですとか施設の利用でございますとか、あるいは65歳に到達したことによつての所管替えといった様々な理由によりまして、利用者の増減がございます。

御覧のとおり利用者は少数ではございますけれども、配食サービスの形式をとつた見守り事業でございまして、必要性は高いというふうにお考えしております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） そうですね、本当に必要性が高い事業だと私も思っておりますし、ただこれ数字的なものとして、今両方向高齢化支援も、ここで聞くのはちょっと筋違いと思っておりますけど、あくまでも参考に、やはり高齢化支援の介護保険の分の、何というんですかね、数字もかなり減っているんですよ、減額になっているということで、その配食サービスについては減っていると。そもそもこれ、委託事業でしょう。委託事業のほうにもちょっと聞いたんですけど、やっぱりかなりの赤字も出ておると。そもそも、この委託事業ではあるけれども、採算性について、これまでも今回の計算についてもどのように考えられるかということ、ちょっと所感みたいなことをちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） 御指摘のとおり、社会福祉協議会への委託契約によりまして、実施をさせていただいている事業となっております。

ボリュームとしては、大多数が高齢者ということになっておりまして、先ほど申しました障がいの条件によりまして、一部私どもが担っておるところでございますけれども、確

かに利用者数が減りますと、配食サービスに要する人件費等の問題もございまして、採算の問題が出てこようかと思えます。

そこにつきましては、委託契約上の要件をうたわないといけませんので、収支の部分も含めまして、高齢者支援課と私どもの2課と社会福祉協議会で、今後の運営につきましては協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 配食回数についてお尋ねがまず1点なんですけども、この1,594回に対して配食人数が6人、単純には266日なんですよね、割ると。そうした場合、この事業は大変重要な事業だと思っているんですけども、夕食のみですが、年間トータルで買物や調理ができない方も該当していらっしゃるって、年間を通してほかの日数というものは、その方はどのようにされているのか。また、これは夕食のみなんですけれども、朝と昼はどのようにされているのかというのをお尋ねしたいと思います。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂田課長。

○生活福祉課長（坂田浩章君） お尋ねの件でございますけれども、契約を結ぶ際に、月当たりの利用日数等の計画を立てて委託契約を結んでおります。基本的に、夕食のみしか対応しておりませんので、それ以外の食事等につきましては、ほとんどの方が福祉サービスを併用されてある状況でございます。ヘルパーさんの派遣でありますとか、あと通所であれば通所先での食事の提供等がございますので、そういった部分で対応しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それじゃこの項目はこれで終わります。

25分まで休憩をして、あと二つ残っていますので、しばらく休憩します。25分まで休憩

します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部保護課の項目について行います。

説明をしてくれる職員が替わりましたので、森部長から紹介をしていただきます。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） お疲れさまでございます。職員が入れ替わりまして、保護課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○保護課長（中島友子君） おはようございます。保護課で課長しております中島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○保護1担当係長（菅本貴之君） おはようございます。保護課保護1担当係長、菅本です。よろしく願いいたします。

○保護2担当係長（藤本光信君） おはようございます。保護課保護2担当係長をしております藤本です。よろしく願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、最初の項目、生活保護費返還金収入未済額の内訳と理由、対策の項について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○保護課長（中島友子君） 初めに決算資料の93ページ、生活保護費返還金収入未済額の内訳と理由、対策について御説明させていただきます。

決算額は3,455万2,343円です。まず、生活保護業務における返還金につきましては、生活保護法第63条及び第78条の規定に基づいて請求を行っているところでございます。収入差額の内容につきましては、種別ごとに集計表をつくっております。種別収入未済額内訳表1を昨年度よりも分かりやすく作っておりますので、御覧いただきたいと思っております。

まず、法第63条の規定による返還金と法第78条の規定による徴収金に分けた集計になります。令和3年度におきましては、新規に113件で、約3,200万円を調定させていただいております。収納額は、滞納繰越分を合わせまして、約3,455万円となっているところでございます。それによりまして、収入未済額は昨年度よりも減少し、約1億6,476万円とな

っているところでございます。

法第63条及び法第78条の説明につきましては、表の下に記載しているとおりでございます。

それぞれ代表的な事例を申し上げます。

法第63条によるものは年金の遡及受給が挙げられます。年金受給資格があったにもかかわらず、請求が遅れたことにより、まとめて受給することになります。遡及分の年金は過去の年金収入があったと解されるものでございますので、既に支払った保護費に充当するものでございます。法第78条は、就労収入などがあったにもかかわらず、保護課に報告がなく、後日、課税調査等を行って判明、不正が発覚した場合などでございます。

次に対策ですが、現在分納により、可能な限り返済をしていただいておりますが、収入未済額の削減に向けての対策については、資料に掲げているもののほかに、不正受給にならないように、特に就労収入については、収入申告をした場合は、基礎控除があり、生活にゆとりがあることとか、申告しなかった場合はその控除がとれない、全額請求になることなど、保護開始の時期及び就労支援をするときに御説明をさせていただいて、不正受給防止につなげていく対策を講じているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 生活保護法第78条に「不正な手段により保護を受けた者」というところがあるんですけど、この不正な手段はどのように調査をされるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） 一番多い事例としましては、毎年、課税調査というのをさせていただいております。その方の給与支払報告書などの資料を調査させていただいて、就労収入があったとか、年金収入があったとか、そういうものが保護課に収入申告として上げられている金額と一致しているかどうかを毎年確認しているものでございます。そこで不一致したものが今上がっている不正受給につながっているものもあるということになっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 坂口委員との関連なんですけれども、この不正な手段というところ

ろに関しては就労収入が含まれた上で受給もしている、二重で受け取っているというような収入というところだと思うんですけども、その際に収納率で見ますと、収入はもちろんですね、通常的生活保護を受給されている方ももちろん就労しているので、多く収入があるんですけども、その収納率に関しては、意識の欠如といいますか、低い状態で、63条の86.6%に比べるとやっぱり低い状態なんですよね。つまり、やっぱりこの意識の欠如というものがこの数値から見受けられるんですけども、その点、予防策といいますか、しっかりとしたその最初の審査の段階で説明をなされているというところは分かるんですけども、それでもやっぱり就労して二重で受け取っているという状況を見て、今後もうちょっと具体的に対策というものをやっぱりお示ししていただけたらなと思います。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） 先ほど申したことと関連するかもしれませんが、まず、就労収入については、基礎控除というのがございまして、例えば7万円就労したとしても、7万円が生活保護費に全額充当されるものではなくて、基礎控除が大体2万円ぐらいございます。だから7万円のうち5万円が生活保護費に充当する分でございますので、通常、生活保護費を例えば10万円で生活されている方があったら、就労7万円することによって12万円で一月の生活をすることができますので、ゆとりある生活が10万よりも12万円のほうがゆとりがあると思いますので、保護の開始時とか就労支援をしているときに、その説明をさせていただいて、就労意欲がわくような形で、説明させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 現実問題、本人の同意の下、保護費から返還金を求めると、徴収できるということになっていきますけど、それで現実問題、もうほかに仕事もない、あとからは生活保護費で徴収されるようになったら、いろんな支払いはできるんですかね。というのはね、もう一つ、なぜかという、やはりその事前に不正就労とかしないようなシステムをつくってかんと、もう生活保護になってから生活保護費から差し引くというのは大変と思うよ、払うほうもとるほうも。徴収するほうもね。

以上です。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） おっしゃっているとおりだと思います。生活保護費というの

は基本的に最低生活費と言われており、その中から返還金を徴収するというのは難しいところもありますので、その方と必ず、一月幾らぐらい分納ができるのかというの必ず個々のケースによって話をさせていただいて、その方に何も加算がない場合はなかなか高い金額の返済が難しいということで、少額の返済をずっとしていくような形のケースをとっておりますので、個々のケースに沿った対応させていただいているところでございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 例えば生活保護の申請するときは、民生委員さんとか何かそういうのもいるんだけど、直接個人で申請できるんですかね。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） もちろん個人が相談に来られる場合もありますし、民生委員さんが同行して連れてきていただいて、保護の申請に至るケースもございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） やっぱりあくまでも就労した後に不正就労したとかいうやない、そういうときとか年金とか、事前にね、何か調べて調査するシステムをつくっとかんとね、生活保護をいただくようになってからはね、もう、不可能と思うんですよ。例えば1,000円でも2,000円でも徴収しますよと言うても、払えんじゃないかなと思うんですよ、ぎりぎりその余裕のあるような生活保護費ってもらってないと思うんですよ。そこあたりのシステムについてどのような、何か考えはないですかね。事前に不正就労というのかな。年金は調査できると思うんですけどね。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） 年金については、ある程度保護課でも調査をした後に御本人様に説明して、過去に遡って、遡及して返還させていただいて、63条になっているケースがほとんどでございますので、その分は不正受給にはつながってないんですが、やはり就労収入というのがなかなか事前に御説明してもやはり使われてしまって、使った後というのはなかなか言うのが難しいというのが今の現状ではないかというふうに思っております。

○委員長（上村和男君） じゃあ、よろしいですね。次の項目に移ります。

生活困窮者自立支援事業、暮らしの困りごと相談件数、相談内訳、家計改善支援の成果、住居確保給付金の実績の項目について、執行部から説明願います。

中島課長。

○保護課長（中島友子君） 次に、決算審査資料96、97ページ、生活困窮者自立支援事業、

暮らしの困りごと相談件数、相談内訳、家計改善支援の成果について御説明させていただきます。

まず、相談件数内訳につきましては、表に掲げているとおりでございます。経済的困窮が多くを占めている状況です。また、生活保護を自立、廃止になった世帯についても、必ず暮らしの困りごと相談につないでいる状況でございます。

令和2年度より相談件数が増加したのは、社会福祉協議会が実施しております総合支援資金貸付けの延長がされておりました、生活困窮者自立支援事業者への相談が義務づけられておりました、そのために増加したところでございます。令和3年度の相談件数は264件でございます。

次に、家計改善支援の成果についてですが、令和元年度7月に事業を開始しまして、経済的困窮する世帯について支援を行っております。初回面談が23件、そのうち対象者の同意の上、自立に向けたプランを作成したものが21件となっております。プランの内容につきましては重複しておりますが、資料に掲げているとおりでございます。このプランに沿って、対象者の支援、関係者が連携し、自立に向けた取組を行っている状況です。

成果につきましては、プラン達成終結につきましては18件でございます。残り3件につきましては、プランの継続中でございます。

次のページです。

3の住宅確保給付金の決算額は503万7,800円でございます。給付金受給件数は29件でございます。住宅確保給付金は、離職や休業などに伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれがある方に対しまして、家賃相当額を大家さんに支給する制度でございます。支給内容は、1人世帯3万2,000円以内で8世帯、2人世帯3万8,000円以内で11世帯、3人世帯以上につきましては4万1,100円以内で10世帯でございます。

以上で御説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 暮らしの困りごと相談件数、相談内容の失業、42件あるんですけども、これで就労に就いた件数があれば教えてください。

それと、住居確保給付制度の分で、これは入居は有期だと思うんですね、この有期間中に就職をした、職に就いて退居したと、分かりますかね。聞こえませんでしたか、分かりませんでしたか。

○保護課長（中島友子君） もう1回言ってもらって。

○委員（阿部靖男君） もう1回。住居確保給付制度の部分で、これは入居は有期ですよ、一定期間の入居期間が決まっているでしょう。その間に職を探して退居された件数、離職をした人として、住宅がなくなった人が入るわけでしょうが。

○保護課長（中島友子君） 住宅確保給付金ですか。

○委員（阿部靖男君） 住居ですよ、3番の。

○保護課長（中島友子君） 住居確保ですね。

○委員（阿部靖男君） はい。ここは離職をして、住宅がなくなった方が対象になるでしょう、入居するのは。違いますか。

○保護課長（中島友子君） 家賃を大家さんに支給するものです。

○委員長（上村和男君） ちょっと質疑は質疑でやってもらって、答えは答えでやってもらって。そこでやられると全体ができません。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 委員長、すみません、僕の質問は、今聞いたことがね、趣旨が間違っていればこれは取り消します。この内容を教えてください。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） まず、失業によって御相談された方については、基本的に社会福祉協議会の貸付けを受けるためには、暮らしの困りごと相談事業を受けないと、社協の貸付けができないということで、御相談に来られた方がもうほとんどでございまして、社協の貸付けを制度利用されて、そちらでコロナで困窮になった分をされているという形になっております。

先ほど、もう一つ、住宅確保給付金につきましては、離職等に伴って家賃が払えなくなって退居しないといけない。退居したか、ケースによってしないといけないおそれがある方について、大家さんに例えば家賃が3万2,000円だったら、3万2,000円を大家さんに払って、住居がなくならないようにする制度でございます。

○委員長（上村和男君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） この住居確保給付というのは、自立支援法の必須科目の部分じゃないんですか。となると、離職により住宅を失った者またはそのおそれがあるものが対象となっているのと違いますか。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩しますから、確かめてください。

————— . ————— . —————
休憩 午前10時45分

再開 午前10時48分
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

中島課長。

○保護課長（中島友子君） こちらについては、申請して、まず3か月の家賃、例えば3万2,000円を大家さんにお支払いさせていただきます。3か月過ぎたら再申請というのができます。3か月やはり就労されてなかったらまた延長で3か月と。で、再々延長までできます。まだお仕事をされてなかったら3か月延長で、最大9か月、この申請を提出することができます。ただ、そこに至っても就労が結びつかなかった場合は、やはり生活保護の相談になりまして、保護に至った方というのはこのうちお二人いらっしゃるという形になっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 今のように説明してくれると納得できるんですね。生活保護を二人申請されましたと。これは参考なんですけども、扶養照会はやっていませんよね、扶養照会。生活保護申請のための。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） 生活保護を開始するときには、まず扶養調査というのはそのような形になっておりますが、生活保護の相談を最初に受けたときに、家族関係がどういう形になっているかというのを確認させていただいております。やはり壊れかけていて家族に連絡していただくのが困難で、してもらいたくないというケースについては扶養調査を行っておりませんが、一方で、扶養調査をしたことによって、今まで10年以上会ってなかった家族に再会することができたというふうに言われるケースもありますので、個々のケースに寄り添って対応しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） この扶養照会が生活保護申請するときに大きなネックになっているというふうに聞いているんですね。だから本市においてもその辺は慎重に対応していた

だきたいと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） さっき阿部委員が、これで再就職をして住居を、その再就職して、これが終わった、あるいは退居されたという事例はありますかと。要するにこの制度で助かって、そして自立をしていった人は何人いますかというのを前向きな話で聞いているんですよ。大体、生活保護になっていった人が二人おりますと言ったばってん、自立した人は一人もいないんですか。答えていただきます。しばらく休憩しますか、最初に質問されているんです。

○保護課長（中島友子君） 休憩を。すみません。

しばらく休憩します。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午前10時51分

再開 午前10時55分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（上村和男君） 高齢支援課を呼びますので、その間にできればよし、できなければもう午後からしますから、部長、よろしいですね。そういうふうにしますので、この項目はこれで終わります。

課の入替えをしますので、11時まで休憩します、5分まで休憩しましょうか。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、健康福祉部の高齢者支援課の項目に移りますが、説明をしてくれる職員が替わっておりますので、森部長から紹介をしていただいて始めたいと思います。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員入れ替わりまして、高齢者支援課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 皆さんこんにちは。高齢者支援課課長、古田と申します。よろしく願いいたします。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 同じく高齢者支援課高齢者福祉担当係長の真鍋といいます。よろしくお願ひします。

○委員長（上村和男君） それでは、最初の項目、老人保護措置事業、事務の流れ、入所基準、入所者数について、説明を願ひします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、老人保護措置事業について説明させていただきます。

入所基準でございます。老人福祉法を基本法令とし、筑紫野市老人ホーム入所判定委員会設置条例に基づき、市が必要に応じて行う措置で、養護老人ホームもしくは特別養護老人ホームに入所をさせます。

対象者は65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により自宅において養護を受けることが困難な者、または虐待等のやむを得ない事由がある場合に措置を行っております。筑紫野市老人ホーム入所判定委員会で、入所の可否を判定し、入所措置の適正な実施を図っているところでございます。

事務の流れでございます。最初に入所相談、申請書を受理、その後で本人の生活の場での面談聴取、健康状態、生活環境、経済状況等を聴取いたします。その後には戸籍調査、扶養調査を実施いたします。その後に入所判定委員会によって可否の決定をいたします。要の場合につきましては、費用徴収額を決定し、施設への入所依頼、入所日調整、その後、入所という流れになっております。

令和4年3月末時点での入所者数でございます。養護老人ホームにつきましては、環境上及び経済的事情で入所されている方が15人おられます。特別養護老人ホームにつきましては、虐待等やむを得ない理由ということで1名入所されております。合計16名の入所となっております。

説明については以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明がありました。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 3点お願いいたします。まず1点が、入所は市が必要に応じて措置をするというふうになってはいますが、生活保護受給者の方については、行ってケースワーカーが把握していると思います。しかし、一般の方の65歳以上の方はどのようにして把握をしておられるのか。

2点目が、入所判定委員会の構成メンバー。3点目が、特別養護老人ホームなんかは一定の収入に応じて入所費用が決まってきますね。しかし、一般のと言いましょか、住宅型、それから介護型の有料老人ホームについては、入所費はばらばらです。中には高額なところもあります。そういうものについては、市の措置入所というふうになっていますので、費用はどのように負担をするのか、市が持つのか持たないのか、その辺を教えてください。

○委員長（上村和男君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） まず、1点目についてでございます。65歳以上の方の把握でございますが、相談に来ていただいていることがほとんどでございます。本人が直接相談に来られたり、親戚や民生委員、包括支援センターの職員などが相談に来られています。

2点目に入所判定委員会のメンバーでございますが、5名で構成をしております。医師、福祉施設職員、筑紫保健福祉環境事務所職員、地域包括支援センター職員と高齢者支援課長となっております、こちらは筑紫野市老人ホーム入所判定委員会設置条例に基づいて決めさせていただいております。

3点目に利用者負担金の算定についてでございますけれども、こちらも筑紫野市老人保護措置費用に関する徴収規則というのがございまして、前年度の収入によって39段階設定しております。その中で当てはまる費用について徴収をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 申込みは御本人または家族、民生委員さんがというふうに今のお話ではありましたが、啓発といいましょか、どのようにしてこういう制度がありますよというのをしておりますか。または広報ですか。

○委員長（上村和男君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 一応、法令ということで周知いただいておりますと、あとは市の独自といたしましては、市民便利帳、そちらのほうで一応掲載をさせていただいております。

○委員長（上村和男君） 何かありますか。

それでは、前田委員。

○委員（前田倫宏君） 事務の流れについてお尋ねなんですけど、まず入所相談、申請書受理が何件あったのかというのがまず1点。その後いろいろな経緯がありまして、入所依頼、入所日調整、ここで何人いらっしまったのかというのをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 令和3年度につきましては、3人の方から相談がっております。そのうち2名が入所となっております、1名の方が相談の段階で辞退されておるところでございます。辞退された方につきましても、その後に地域包括支援センターの職員であるとか、市の職員であるとかで、その後の経過については追っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 辞退された方もいらっしまったということなんですけども、受理をされて最終的な入所依頼、入所日調整をなされて入所という経緯があると思うんですけども、これにちゃんとした経緯をへて、今、介護施設も人手が足りなくて入所できないという状況等も聞かれますけども、こちらに関しては相談者から最終的に皆さんとちゃんとつながっているというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 現在のところ、養護老人ホームにつきましては、特に定員がオーバーしているというところはありませんので、相談があった方につきましては入所ができる状態となっております。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

私のほうから確かめてよろしいでしょうかね。本人からの申請主義と申しますか、申請があつて初めて皆さんは動き始めるのか、このシステムに乗っていくのか、それとも地域の中のいろんな人たちのお世話を通じて情報が集まって、その人たちが役所に相談に来て、この事が始まるのか、どっちが多いんでしょうか。やっぱり基本的には本人からの申請ですか、申請主義ですか、これは。申請しないと動かないということでしょうかね。あなたたちが探してあることはないんですね。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今おっしゃられたとおりで、本人から直接ということはありません。やはり地域包括支援センターであるとか、民生委員の方での相談

からつながってくるものが多くございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） では、この項目はこれで終わります。

次の項目に行きます。

緊急通報システム事業利用状況、過去5年間対策の項目に移ります。

執行部から説明を願います。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、緊急通報システム事業について御説明させていただきます。

過去5年間の利用状況でございます。昨年度は年度合計の利用者数というのを掲げておりましたけれども、そちらについては分かりにくいという御指摘がございましたので、削除させていただいております。

こちらの表につきましては、令和3年度の読み上げでよろしいでしょうか。それでは、令和3年度について読み上げさせていただきます。

年度末登録者数、166人。新規設置、12件。取外し39件。緊急通報、31件。相談通報、692件。以上となっております。

続いて、対策でございます。現在行っている相談対応でございます。本市の事業は急病等の緊急時に、コールセンターが安否を確認し、必要に応じて協力員や救急車を要請する等の措置をとるため、地域包括支援センター等による実態把握でその必要性を丁寧に確認しております。携帯電話や本事業と類似した民間サービスが普及しており、新規設置数が減少しております。サービス内容や料金等、利用者の希望も多様化しており、相談状況に応じて対応しております。スマートフォンの利用ができています事業につきましては、#7119の活用の啓発や、聴覚や発話等の障がいがある場合は、ネット119緊急通報システムの登録を進めております。

実態把握でございます。令和3年度に緊急通報装置の相談者で、未申請者の状況を調べたところ、協力者がいない、その他サービスの利用希望等が主な理由となっております。

今後の対応でございます。令和4年度より高齢者のスマホ教室の企画が開始されており、#7119の活用等の啓発を実施できるよう調整し、高齢者全般に普及啓発できるように検討したいと思っております。協力者がいない場合の対応につきましては、現在の利用者数の利用状況やサービス提供業者の情報を把握しながら、対応について検討したいと思ってお

るところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 報告が終わりました。質疑のある方は挙手してお願いします。

白石委員。

○委員（白石卓也君） 毎回聞かさせていただいているんですけども、今回少し、何かこう前進していただいたなという感じのことが一番最後のくだりに書いてあるんですけども、現在登録者数は減っているんですね。ただ、固定電話が必須ということの条件ですよ。違うんですか、もう。システムが変わったんですか。いやいや、固定電話が要るからということで、もちろん、固定電話が……。

○委員長（上村和男君） あのね、二人でやらないでね。みんな21名おって、参加していますので、あなたが質問してる限りは答えて、質問もみんな聞いています、答えも聞きますので。やってください。答えてください。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 固定電話の回線がない方につきましては、携帯電話のレンタルも行っておるところでございます。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 認識がちょっと違っておりました。現在、一番最後に書いてあるサービスの提供者のような形が正直望ましいと思うんです。やっぱり協力員さんとかということになれば、なかなか先ほどの民生委員さんの話じゃないですけど、やっぱり精神的な負担がかかったりとかいろんなことが起こってきたりするんで、やっぱり時代のニーズというのは大分変わってきていると思うんで、その辺を早く、民間なら民間、それに準じる場所なら準じる場所ということで、多分費用対効果もかなりいろんなことが起こってくるんじゃないかなと思いますので、早く進めていただきたいなど。新規は新規で設置する方はいらっしゃるんですけど、去年聞いたのは、機械の契約更新があったんで、なかなか今のシステムが外されないということがあったんですが、それを言うはずっとシステム変わらないんですよね、多分。だから、何というか、今の時代のニーズに合った形のサービスが提供できるように考えていただきたいというのが私の要望です。

○委員長（上村和男君） 課長、何か。古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 最初の協力者がいないということの件になります。費用を出せば確かに駆けつけサービスとかもあるかと思えます。費用が高いということで協力者がこのサービスが使えないということになりましたら、それは駄目なことだと思いま

すので、そういった駆けつけサービスもつけながら、何とか協力者が得られない方につきましても、この事業を使っていただける方策はないか、業者の状況を見守っていきたいと思います。

今現在契約している、委託している業者が今年度の4月よりそういった駆けつけサービスも始めるということが公表されておりますので、そういった部分につきましてはまた話し合っていきたいなと思っております。

2点目につきまして、今、買取りで進めているところがございます。その買い取っている機器につきましても、センサーをオプションでつけられるということが分かっております。そういったところもちょっと拡大していくのか、ちょっと確かに費用もかさむことになるかと思いますが、そういったことも含めて検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 確かに年度末の登録者数というのは減少傾向ではあるんですけども、緊急通報の件数だったり、相談通報という件数は増加傾向にあるのかなと思っております。この緊急通報の31件に対して、その後どのような対応でどうなったかというのがもし分かれば教えていただきたいというのと、相談通報においても、この件数が結構高くなってきているんですけども、どのような相談通報が多くなっているのかというのも併せて教えていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 1点目の緊急通報の内訳でございます。緊急通報を受けた中で、救急搬送の要請をしたものが19件ございました。協力員に対応していただいたものが10件ございました。あとはもうお話を聞いただけということで、傾聴ということで2件ございました。合計で31件となっております。

2点目の相談通報が増えている件でございます。こちらにつきましては、お一人の方がちょっと健康に不安があるということで、ほぼ毎日のようにこちらのほうのセンターのほうにかけているというところがございます。そちらの方につきましては、包括支援センターの職員であるとか、市の職員が対応しているところがございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 取外しのところなんですけれども、説明していただいたようなほかのサービスを利用するよとかという方もいらっしゃるということだと思っんですけど、これを利用しないで、緊急事態になって取外しになった方というのはあるんでしょうか。つまり、市外ですけど、親族が連絡したんですけども、連絡はとれないのでおかしいなと思って行ったら転倒して動けないと、うずくまっていたということだったんですね。そういうのを聞いたので、最悪の場合亡くなっていたということもあるんじゃないかと思うんですよ。利用できなくて、緊急事態になって亡くなっていた、それで取外しになったとか、緊急事態だったんだけど、利用できなかった事例というのがあるのかどうかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 緊急通報につながっておるところで、亡くなっている方につきましても、そういった事例で亡くなっているということは、こちらのほうには報告はございません。

以上です。

○委員長（上村和男君） 皆は分かったかもしれませんが、私が分かりませんでした。もう1回言ってください。

係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 一応、緊急通報のボタンを押して救急搬送になったというふうな事例は先ほど御報告したとおりで、通報装置をつけて、連絡ができなくて入院になったりとか、そういうふうな事例は、大体包括が関わっておりますので、報告としては受けてはおりません。

それと、安否確認とかで御自宅で亡くなられているケースとかがあった場合も、そこのお宅に緊急通報装置がついてたとか、そういうふうな事例ではなかったと思いますので、今のところ市としては把握しておりませんという形にはなります。

○委員長（上村和男君） じゃあ、これは終わろうと思いますが、高齢社会が進んでいる地域においては、何というんでしょう、孤独死が増えていますというのを消防の関係の人からここで聞いたりするんですね、救急車で行ってみたらもう、独り住まいでと。そういうこともありますので、この制度の持っている重要さをもう一度、あなたたちの仕事は重要だなと思っていますので、普及していくように頑張ってくださいと思います。

じゃあ、これでこの項目を終わります。先ほど積み残した保護課のやつが来ていればす

ぐ入ってもらいますが、高齢支援課のお二人はこれでお疲れさまでございました。

じゃあ、保護課に入って、さっきの続きをちょっとやってしまいましょう。よろしいですか。生活困窮者自立支援事業、暮らしの困りごと相談件数相談内訳、家計改善支援の成果、住居確保給付金の実績という項目で、ちょっと調べて、データを示しながら答弁をいただくということになっておりましたので、保護課が来てくれているのでやりたいと思います。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○委員長（上村和男君） 会議を再開いたします。

課長。

○保護課長（中島友子君） 先ほどの阿部委員で御答弁ができない分について調査させていただきます。令和3年度で就労によって自立された方が8件ということになっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） じゃあ、これで終わります。2人が生活保護、8人が仕事をされるようになったと。

○保護課長（中島友子君） はい。

○委員長（上村和男君） お疲れさまでした。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時31分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会の部署の項目について、集中審査に入ります。

教育部長の長澤部長がおいでになっていますので、御挨拶をいただいて、説明に当たってくれる職員を紹介してください。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆さん、こんにちは。教育部の長澤でございます。日頃から教育行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日の令和4年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算審査、教育部の集中審査につきましては、10項目の審査を行っていただきます。簡潔に、丁寧に、所管課長より説明をいたしますので、何とぞよろしくお願いいたします。

出席しております関係職員が自己紹介をいたします。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） こんにちは。学校教育課長をしております高木と申します。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） お疲れさまでございます。学校教育課の学校教育担当の城塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育指導担当係長（石川純快君） お疲れさまです。学校教育課教育指導担当の石川です。よろしくお願いいたします。

○教育政策課長（吉開和子君） こんにちは。教育政策課長の吉開でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） そしたら、審査資料101ページ、各小中学校児童・生徒、学年別学級数、教職員数（常勤・非常勤の区別）（令和4年5月1日現在）、常勤のうち、非正規の職員数もという項目について、執行部から説明を願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、各小中学校児童・生徒、学年別学級数、教職員数、資料は101ページでございます。

小学校につきましては、中段より少し下になりますが、小学校計の欄でございます。児童数は11校で6,084人、学級数の合計は、記載しておりませんが、合計しますと253学級になります。常勤の教職員数450人、うち、非正規教職員数50人、うち、支援員数34人、非常勤の教職員数26人を配置しております。

次に、中学校でございますが、こちらも中学校計の欄を御覧ください。中学校5校で生徒数3,002人、学級数の合計は、記載しておりませんが、104学級となります。常勤教職員数231人、うち、非正規教職員数19人、うち、支援員数12人、非常勤の教職員数10人でございます。

小中学校の総計ですが、児童生徒数9,086人、学級数357、常勤教職員数681人、うち、

非正規教職員数69人、うち、支援員数46人、非常勤教職員数36人となっております。

それから、後からお配りした資料になります。令和4年度各小中学校教員数等一覧という表題のものをお配りしておりますが、こちらについては、県費負担教員の配当定数を各学校ごとに記載しております。欄外にも記載しておりますが、こちらはあくまで県費負担教員になります。決算審査資料の101ページに掲載しております教職員数の合計681人は、教員に加えて、事務職員や学校図書館事務員——司書さんのことですが、それと、支援員などを含めた人数となっておりますので、違いがあります。

説明は以上になります。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

田中委員。

○委員（田中 允君） 今さっきいただきました県費の負担教員配当定数と、決算審査資料でいただいた数字との整合性について教えていただきたいんですけど。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 配当定数の537人は、国が定めた定数となっております。そのため、実配置の人数とは異なるものになります。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） よく、教職員の定数不足とかいう話が出ていますけど、それは何を基準に教職員不足とか出ているのか、その中身が理解できないんですけど。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 児童の数から定数が決められておりますが、それに足りない分で欠員が生じて、それで教員不足というふうになってまいります。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 例えば一番上の二日市小学校を見たとき、43人で、常勤の53というところがありますよね。それと比較して対処できるんですかね。そこらの数字の関連性について。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 例えば二日市小学校の常勤53となりますと、ここには事務職員とか図書館の司書、そういったものも含まれてまいりますので、配当定数のほうとはちょっと比較ができないものにはなります。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 定数不足とかいうのが今問題になっているじゃないですか。だから、その比較対照できるやつが欲しかったわけですけどね。だから、これの説明をもっと分かりやすくお願いします。

○委員長（上村和男君） 高木課長。しばらく休憩しますので、そっちで整理してください。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

係長。

○学校教育担当係長（城塚 晶君） 教員の配当定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により定められております。例えば二日市小学校で言いますと、配当定数43人となっておりますけれども、学級数が31学級ございますので、教員としては35人、それから校長先生、教頭先生、加配定数を含めまして43人となっております。二日市小学校につきましては、欠員数はゼロとなっております。小中学校全体の欠員数で申し上げますと、令和4年8月25日現在の数字にはなってまいりませんが、今現在、11人、不足が生じているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） それでは後で、これは今説明していただいたことが基本ですから、文教福祉で配付していただいた資料をほかの議員にも配ってください。

田中委員。

○委員（田中 允君） そしたら、例えば余ったところもあるわけよね、今の話を聞いたら。余ったって、余分なところの、定数よりも余分というか、あるわけじゃないですか。そういうののやりくりとかはやってないわけですか。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 余るというところはないことになります。各学校で配置が必要な人数がありますので、それに応じて教員の配置がありますので、余るといふことはございません。

○委員長（上村和男君） いいですね。

西村委員。

○委員（西村和子君） すいません、この101ページの資料の出し方についてお尋ねするんですけど、一番右側の教職員数ですけど、今、説明の中では、事務職の方と司書の方、司書の方は教職員免許がおありなのかも分からないけど、事務員も教職員に入るんですか。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 教職員ということになるので、事務職の方もこの常勤の人数には入っております。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 先日もお尋ねしたんですけども、各小学校の推計を見ますと、例えば二日市東小学校で、令和8年度では1,191人と増加傾向になっていまして、筑紫小学校においても1,244人という推計になっているんですけども、今後、小学校において少人数学級が導入されて、普通教室数に不足が生じないのかというのがちょっと懸念としてあるんですけども、今現状の推計をもとに、本市の状況はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○教育政策課長（吉開和子君） 今の教室数の関係でよろしいでしょうか。今現在は足りている状態なんですけれども、推計をしますと、将来的に不足するのではないかというような予測も出ております。まだ推計の段階ですので、もう少し確実な見込みが立った場合には、学校教育に支障が出ないようにしっかり対応してまいりたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 例えば二日市中学校は、教頭か何かは教鞭を執りよっちゃろ。だから二日市中学校を見たときに、58人と50人なんですよね。配当定数が50人、そして、常勤が58人になっているんですけど、事務職員とかを差し引いたら余るようになる気がするんですけど、そこら辺の意味が分からんから、この説明をもう一回詳しくして。二日市中学校でいいから。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 二日市中学校の場合は、配当定数が50人となっております。そして、実配置数が49人、教員については49人になります。そして、常勤の講師数が9人いらっしゃるにしまして、教員は週に3日とか、短時間の再任用の方もいらっしゃるの、その方を半分として計算したりいたしますので、最終欠員が1人ということになります。

○委員長（上村和男君） では、それはまた、文教で配付された資料を議員に配付していただくということで、基本的には今お答えいただいていますので。ただ、これから少し、中長期にわたって学校のこと、教育のことを考える上で基礎的データとなりますので、提供をお願いしておきます。

じゃあ、次に行っていていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 次に参ります。小中学校の不登校、いじめ、暴力の実態（過去5年間）、不登校の基準、いじめの内容の項目について、執行部から報告を願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） では、各小中学校の不登校、いじめ、暴力の実態、不登校の基準、いじめの内容ですが、審査資料102ページ、103ページとなります。

まず、103ページ、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より、この表を御覧いただきたいと思います。

令和3年度の不登校数ですが、小学校109人ございました。また、その中で、令和3年度中に不登校が解消した児童は、小計の括弧書きの部分です。73人でございます。中学校につきましては195人で、その中で不登校が解消した生徒は、同じく小計の括弧書き、87人となっております。合計で、令和3年度は304人が不登校となり、そのうち160人は復帰をしております。

暴力につきましては、令和3年度、学校内で、小学校43件、中学校15件の、小中学校合計58件。学校外はゼロ件となっております。

いじめにつきましては、令和3年度、小学校423件、中学校74件となっております。

それでは、不登校の基準でございます。102ページを御覧ください。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあることとなっています。ただし、病気や経済的な理由による場合は除きます。また、文部科学省による調査においては、不登校児童生徒数とは、不登校を理由に、1年間連続または断続して30日以上欠席した者の数となっております。

次に、いじめの内容でございます。

まず、いじめの定義でございますが、いじめ防止対策推進法において、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人的

関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとされております。

次に、（２）いじめの態様でございます。文部科学省の調査では、次に記載しております８項目で分類しております。

１項目、冷やかしからかいから８項目、パソコンや携帯で誹謗中傷、嫌なことをされるまで８項目がいじめの対応でございます。なお、各項目の右端に記載している両括弧内の小は小学校、中は中学校を意味し、報告の実績があったものになります。

また、先ほどの表のほうで、令和３年度のいじめの認知件数が前年度と比較して増えておりますが、この理由について、いじめに対する学校組織としての認識の高まりによる取組の成果であると捉えております。文部科学省では、いじめの認知件数が多いことは教職員の目が届いていることの証しという考え方を示しています。このことを踏まえた、いじめゼロではなく、いじめ見逃しゼロへの意識改革が進んだ結果、件数が増加しているものと考えております。

また、追加でお配りしている資料が２枚ございます。まず、いじめ認知フロー図（イメージ）というものを配りしております。こちらを御覧ください。

いじめの事案が発生したときの対応について、校長会等で周知徹底を図っているものになります。先生が事案を知ったとき、レベル０、ちょっとした口論等、心身の苦痛を感じないトラブルの場合は担任が対応し、校内で対応等の情報共有を行います。レベル１から５の事案であれば、下にあります２の報告から対応、ここに記載のとおり、事案に応じて報告、対応しているものになります。

また、もう一枚お配りしております、いじめの深刻度、レベル０からレベル５まで記載している表があります。こちらを御覧ください。

表中の深刻度レベルの内容は、例として示しているものになります。いじめの態様や児童生徒の状況に応じて適切かつ柔軟な対応を行うよう、学校に対しては指導しております。レベル１の段階、言葉によるからかいや無視、心身の苦痛を感じるトラブルが単発的に発生とありますが、このようなことが起きた段階でいじめとして認知し、月例報告に上げていただくことを徹底してきております。正確に認知し、早期対応を組織的に行っていくよう、今後も学校と共通認識の下、取り組んでまいります。

説明は以上です。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

田中委員。

○委員（田中 允君） 事前にもお願いしていたんですけども、いじめがあったときの処置ですね。転校とかクラス編制替えがあったのか。それともう一つが、警察等に届けて、外部の機関を通して解決したというような問題があるのかないのか、そこらあたりをお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、いじめ解決までの道筋について、御説明します。

基本的には被害児童生徒、加害児童生徒、及び、周囲にいた関係児童生徒に聞き取りを行い、事実確認を行った上で、加害児童生徒への指導、被害児童生徒への謝罪、こういったものを行っております。また、そのような対応を行ったことを加害、被害、それぞれの保護者に報告してきております。ケースによっては保護者の謝罪の場を設けるなどして、いじめの解決に取り組んでいます。

また、謝罪を済ませていじめが解決したと判断せずに、3か月は関係児童生徒の様子を見守ることとしております。3か月経過後に被害児童生徒に確認し、問題がなければ、解消したものというふうに捉えております。

また、転校等については事例がございません。

○委員長（上村和男君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 児童生徒の人間関係、クラス替えをする時期に、お互いの心情等を勘案して、ちょっと遠ざけてほしいとか、そういう希望があれば、そういう希望も踏まえながら学級編制を行っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、それがあったのかなかったのか。

○委員長（上村和男君） 係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） そういった学級編制を行った事例はございます。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（田中 允君） ちょっと待って。まだ答えてない。件数は何件あるか。

○委員長（上村和男君） ちょっと待ちなさい。あなたを指名してないんだから。

○委員（田中 允君） いや、俺が聞きよるやないな。

○委員長（上村和男君） 聞きよるやないなって、こっちが手を挙げたけんが指したったい。ちょっと待ちないちゃ。あなた、私が言うことですばい。指名もしてないのに発言するのは駄目ですよ。

○委員（田中 允君） 分かった。なら、そうしよう。

○委員長（上村和男君） ちょっと待っててください。

いいですか、山本委員。向こうは関連なので先にします。

○委員（山本加奈子君） はい。

○委員（田中 允君） 答弁がね、それで何件あるのかって聞いとるのにさ。それから、警察に届けたのがあったのか、そういう事例があるのか、外部の協力を求めて解決した問題があるのかということも、当初にちゃんと確認したでしょう。それ、返ってこなかったからね、回答が。だから、私が手を挙げたわけ、何でなって。回答があったら何も言わんよ。

○委員長（上村和男君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 学級編制で配慮した件数は正確には把握しておりません。

警察に相談しないといけないような事案によっては、関係する保護者さんが警察に相談したケースはございますが、いじめ解決のために警察が動いているんじゃないくて、事件の解決として警察が動いているような、そういった事例はございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 不登校のところで、令和3年度が304名中160名が復帰したということでここ数年で一番、復帰された方が多いなというふうに思いました。この要因は、例えば不登校の指導員さんとかスクールソーシャルワーカーさん、カウンセラーさんが頑張ったり、親御さん、子供さんも頑張ったからだと思うんですが、何か特記した理由があったら教えてください。頑張られたとか。一番多いなと思って。

○委員長（上村和男君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 頑張ってくれていると評価していただいて、誠にありがとうございます。常日頃から関係する職員、担任の先生を含め、ソーシャルワーカー、登校支援員等、常日頃改善に向けて努力はしておりますが、昨年度からの大幅な数値については、昨年度までちょっと、不登校復帰の判断基準が各学校で少しずつれていたと

ころがありましたので、現在配置してもらっている生徒指導担当指導主事が音頭を取って、一律の基準で判断していこうという形で、その影響でここまで大きな数字が上がったという部分がございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員、どうぞ。

○委員（西村和子君） 今日お配りいただいた3枚目のレベルの表ですけれど、報告対応のところを見て、さっき、年度末のクラス替えのときには配慮するケースがあるというふうに聞いたんですけど、私が子供であれば、レベル2ぐらいでもう一緒に教室にいることが怖いというレベルに、この辺り、1か2かぐらいからなるような気がするんですけど、いじめの被害を受けている子としては落ち着いてクラスにいることができないんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどういう対応をしているのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 基本的には速やかな対応で謝罪の場を設けて、子供たちの人間関係が回復するような取組を進めておりますが、御指摘ありますように、子供によっては同じ空間にいたくないというような御意見もあるときがあります。そのときは、いっとき別室での対応とかして、徐々に教室に戻れるような取組をしておるところです。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 被害を受けているほうがというのは分かるんですけど、何かちょっと。何で被害を受けているほうが動かなきゃいけないのかなという考え方もあると思うんですよね。そこら辺はどうですか。

○委員長（上村和男君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 御指摘、御意見ももっともだと思うんですけども、それを理由に加害のお子さんを教室から出すという権利まではないかなと。やはり両方も同じクラスに戻るということが一番大事なので、そこを目指して現場では頑張っております。いじめが原因で教室を分けてくれとかというケースはあるのはあるんですけど、ごくまれでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 前のときに指摘をしとったんですけど、不登校で、例えば小学校

は109名で73名が解消されたということで、なおかつ、36名がそのまま中学校に進級されたんだろうと思います。そうすると、今度は中学校は195名中87名ですから、108名ぐらいが不登校のまま卒業してしまうと。特に小学校から中学校はあと3年間あるので、その辺の不登校の解消はとれると思うんですけど、こういう中学生がそのまま108名ぐらいの人が出ていったと。この人たちは高校に進学をしているのか、そのまま中学校を卒業して、ニートになっているのか、そういうことの追跡調査とか、そういう形は行われているのかどうか、ちょっとお願いします。

○委員長（上村和男君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 不登校生徒の追跡調査はしております。ほとんどの生徒が高校のほうに進学しております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 私の経験で、ちょっと保護司をしとるものだから、こういう中学生あたりを相当数扱ってきて、高校まで行ったけども、高校の1年ぐらいで中退してしまって非行に走ったというのがかなりの人数で見受けられたんですけど、最近はずっとそういう傾向は少なくなってきたかなという感じはしています。ですから、学校側にいろいろ言いたいことがあったんだけど、中学校卒業してしまえば、もうその生徒を中学校の先生は面倒見らんと。高校でもそうでしょうけど、そういう形になってくるので、そういう人たちの将来のことを考えてやると、やっぱり小学校、中学校、地域で子供を育てるわけですから、何らかの支援を継続しなきゃいかん。しかし、それを中学校の先生に義務化するわけにもいかんでしょうから、何かそういう形の温かい心配りというのをお願いしたいなと思って。今聞いたところ、中学生の不登校がほとんどの人が高校に進学しているということで、高校も様々な高校に行くんでしょうけど、ちょっとそれを聞いて安心したんですけど、できればそういう人が高校に行きたいという希望があって、全てが高校に行けるような体制を何らかのサポートしてほしいなと、要望じゃないですけども、そういうことを心がけて指導してほしいなと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 答弁があれば、何か。激励されていますから。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 全ての子供たちが先々生きていくのに必要な力を小学

校、中学校を通して身につけられるように、それぞれの状況に応じて指導していただけるように、学校とも連携していきたいと思っています。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今、横尾委員のほうから高校進学とか経過について話されたんですけども、結局、不登校1か月とか1年とか、1年から3か月やったかな、通算30日たいな、その間の学力保障というのはどのような形でやっているのか、お尋ねです。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 学校のほうに出てきて、不登校ではあるんですけど、保健室とかに出てきて指導できる場合もありますし、また、つくし学級、そういったところでの学びもあります。本人とか保護者の要望もあれば、オンラインという形も今後は取っていただけるのかなというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） いいですか、田中委員。

○委員（田中 允君） はい。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 端的にちょっと。いじめの認知フロー図が2ページ目にありますけど、先日テレビを見ていたら、いじめのことで取り上げられたんですけど、ここの図の中に、被害者というか、いじめを受けている側のヒアリングというか、報告書。これ、文書報告とか、レベル3から5にありますけど、本人の訴えというか、こういうふうにいじめられているということが議事録として、報告書として、どこの部分で吸い上げられるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。難しいと思うんですけど。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 学校のほうで聞き取りをされますので、いじめの被害生徒の相談状況とかいったところも、校内いじめ危機管理シートという段階でまとめてあります。聞き捉えた内容をそのシートの中に記載していくということになります。

○委員長（上村和男君） それでは、この項目最後の質疑を波多江委員で終わります。

波多江委員。

○委員（波多江祐介君） すいません、ちょっと会派からも上げていたので。103ページなんですけども、いじめの調査結果でさっきお話ありまして、私たちが安易に件数が多いから少ないからということではないとは理解をしております。さっきのお話で、いじめというのは見逃しゼロというところからいうと、しっかり調査できる、聞き取りができる

いう環境はすばらしいなど、それから対応できていくのは非常に大切なこととは思いますが。

ただ一方、例えば、二日市東小学校では150件。同等といいますか、筑紫小学校も大体同一規模の学校なんですけども、5分の1ぐらいであって、最初言いましたように数だけの問題じゃなくて、そもそも調査が進んでたのか、二日市東小学校はちょっと多い状況で、今回しっかり調査がまたさらにされた。筑紫小学校に関しては、前年と比べると数が増えたので、調査ができているという理解をすると、逆に言うと、例えば天拝小学校、既存から言うとずっと少なく、今回、数が増えましたと。

こうなったときに言いたいのが、学校によって調査の在り方、今回そのようにみんなから声が拾えるようになっていたんだとしたら、学校のほうにもっとフィードバックするとか、抑えよう抑えようではなくて、拾おう拾おうということと言うと、今回の令和3年度の取組が4年、5年と各学校によって調査に対しての温度差がないようにというのは非常に大切かなと思うんですけども、この数字の上がり方、調査の在り方について、どのように考えられますか。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 今、波多江委員がおっしゃったように、やはり学校間で、まだ認知件数に差があるというところは課題と捉えておりますので、校長会等でもこういったところは周知をして、あとは学校に対して個別に、生徒指導担当の指導主事も2名おりますので、そちらのほうが各学校に指導を細かくしていただいております。全学校で同じような基準で認知していけるように、これからも取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（上村和男君） そしたら、昼まではここまでにして、学校教育課長はお昼からも来ていただくように、長澤部長、よろしく願いいたします。吉開課長もぜひ来てください。

じゃあ、1時まで休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後0時11分

再開 午後0時58分
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） それでは、皆さんおそろいでございますので、午後からの審査を始めたいと思います。休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の教育部の学校教育課の項目から、引き続き進めていきたいと思います。

審査資料ページ104ページ、各小中学校別、学校図書冊数、購入、廃棄数、標準冊数（令和3年度）について、執行部から説明を願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、各小中学校別、学校図書の蔵書数等を調べてございます。資料は104ページになります。

一番左が学校名、次が学級数、標準図書冊数となっております。学校図書館の標準図書冊数につきましては、整備目標として文部科学省が各学校の学級数に応じて標準を設定しております。次に、令和3年度末に実際に図書室にございます図書蔵書数です。そして、令和3年度中に購入したもの、寄贈を受けたもの、廃棄したものを記載しております。

標準図書冊数としましては、市内全体で18万5,040冊となりますが、実際には15万4,112冊です。

標準図書冊数を超えている学校は、16校中2校となっております。

また、令和3年度中に購入したものが4,605冊、寄贈を受けたものが2,219冊、寄贈元は財団法人や出版社、PTA、個人などとなっております。

最後に、廃棄したものが4,798冊となっております。

説明は以上です。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手してお願いします。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） この資料も毎年出していただいているんですが、今報告がありましたように標準冊数を超えているのは吉木小と山家小学校だけで、昨年より減少しているところもあるということで、やはりもう少し整備が必要なのかなと思ってます。

そうは言うものの、まずこれだけ整備していただいている学校図書を、小学校、中学校でどのように活用が進められているのか、そちらの使い方のほうが重要なかなと思ってます。まずは小中学校での子供たちの、コロナで図書カードも配られたりしており、その目的にも子供たちの読書活動の推進ということが上げられておりましたので、まずはこの学校図書の貸出冊数ですね、小中学校別に。

それと、学校図書を使った授業はどのような工夫がされているのか。特に文科省が言っているのは新聞の活用で、社会的な学習を進める、あるいはアクティブラーニングを効果的に進める基盤の役割があるというところで、本来であれば学校図書を使った授業がどの

ように組み立てられてるのかというところをお知らせいただきたい。

それと、今回も驚いたのは筑山中学校で廃棄冊数が921冊あったということで、大幅に減ってしまって、筑山中の標準図書冊数に対する整備率も、59%になってしまったと言ったほうがいいと思いますね。筑紫野中は廃棄をしたわけではないけれども、さらに56%しかないというところでは、中学校での整備が必要なのではないかなと思ってます。

まず、学校図書館の図書廃棄基準に基づいて廃棄が行われているということですが、小学校、中学校合わせて廃棄に関するそれぞれの学校図書司書の情報交換などがあればお示しいただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず学校での図書の使い方といったところだったと思うんですけども、学校へ配置している図書司書のほうでは図書の紹介とか図書だよりを使って本の紹介もしていっておりますが、あと、図書の資料の展示や飾りつけなども司書さんに、教員や子供たちと連携しながら図書館を使いやすくというところはしていてもらってます。

また、授業では、授業の時間に図書室に行って読む。コロナの関係もあるかもしれませんが、一遍にたくさんの子供が図書室に行かないように、今そういった形で授業の時間、国語の時間とかを使って図書室に行ったりとか、そういったところはございます。

先ほどの中学校のほうの廃棄冊数もありました。廃棄については基準を設けておりました、ちょっと内容的に価値が古くなってしまったものとか、ちょっと傷みがひどくなったもの、こういったものは廃棄になるんですけど、こちらのほうからも全体の冊数を考えて廃棄をするようにというお願いはしております。

以上で答えられてますでしょうか。

○委員長（上村和男君） いいですか。

○委員（辻本美恵子君） 学校での貸出しは。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 失礼しました。あと、年間の貸出冊数になりますけれども、小学生で平均が86.88冊、中学生のほうで6.65冊となっております、令和2年度と比較しますと少し数としては減っているのかなというところではあります。

図書司書さんのほうは図書館の司書の方々と集まって情報交換をしたりとか、そういったことをしながら、ほかの学校の取組、そういったところを図書館の司書さんとも情報交

換しながら進めておられます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今、最後に学校図書の司書さんと市民図書館との連携があるということですが、大事なのは学校内での図書司書の先生と授業を行う先生との連携かな。いわゆる学校図書館を使った授業の組立てというのが、あまりこの間、筑紫野では見受けられなかったんですが、その辺りはどのようにお考えになってますか。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 具体的に学校での教員の方々と学校の図書司書の先生方と連携しながら行ってはいると思いますが、ちょっと私のほうで今、具体的に把握しているものではありません。ただし、中学校のほうではやはり学校の図書室に行ったことがないという子供も多くアンケートの中とかで見られますので、まずはそういったところから取り組んでいただくようには校長会等の中で、福岡教育事務所からの研修があった際にも中学校の図書室の利用、その辺りはちょっと県内の状況とかも聞きながら紹介があったところです。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 年間850万円近く毎年支出していただいて整備を進めていただいているんですが、今、小中学校の貸出冊数は、小学校は確かに昨年より10冊近く増えているような気がします。中学校がやっぱり毎年落ち込んでいってるようです。今、教育事務所から中学校での学校図書の活用を指摘されているということでしたが、これだけの予算をつぎ込んでいっているところなので、ぜひ、できるだけこれを活用できるような子供の学びというか、一生、本とつき合えるような授業、教育に結びつくようお願いしたいと思うんですが。

例えば今日のこの数字を見て、確かに筑山中の921冊の廃棄は在庫数に大きな影響を与えてると思うんですが、こういった数字を見て次の施策を何らか考えていかれるのかどうかお伺いいたします。

○委員長（上村和男君） 部長が答えたほうがいいんじゃないですか。いいですか、課長が答えますか。課長。

○学校教育課長（高木美智子君） こちらの冊数の状況も踏まえながら、学校のほうと話しながら、学校の状況にも応じて図書の購入、廃棄を進めていきたいと思ってます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあこの項目を終わって、次の項目に入ります。

審査資料ページ106ページ、小中学校 I C T 環境整備事業内容、活用実績の項目について説明をお願いします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 小中学校 I C T 環境整備事業の内容、活用実績についてですが、資料の106ページになります。

1の事業内容ですが、この事業は令和2年度に児童生徒1人1人へのタブレット端末の整備を行いました。その後、児童生徒数の増加に伴う貸出機及び貸出機に不具合が起こったときなどの代替機や今後の予備機として追加で70台の整備を行ったものです。

2番目、活用実績については、増加した児童生徒への貸出機として10台、不具合を起こしたタブレットの代替機及び予備機として60台となっております。

I C Tの活用例についてですが、小中学校での活用の一例としてそこに記載しております。まず小学校の例です。外国語活動では、自分の好きな国を紹介するカードをタブレットで作成し、そのカードを先生に送信して、大型モニターを利用して発表するなどの使い方をしております。

国語の授業のところに「授業支援ソフトを活用」とありますが、これは国語だけではなく様々な教科でいろんな使い方ができるものになっています。

算数では、自分の解き方を発表するためにノートを撮影し、先生に送信します。送信されたデータを共有し、お互いの解き方を見ることで、もっとほかの解き方はないかと児童がさらに考えるきっかけになっております。

中学校の例です。社会では、生徒たちが作成したプレゼン資料を大型モニターに映し出して、班ごとに発表するなどしています。

学級活動では、学校生活アンケートを実施しておりますが、タッチパネルで簡単に回答ができることに加え、教師のほうでのデータの集約作業も簡単に行え、働き方改革にもつながっています。

説明は以上です。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 事前の通告でお尋ねしてましたけど、不登校児童への貸出実績

を教えてください。大体さっきの103ページの資料で不登校の児童は304人、復帰が144人ということなので、そのうち何名に貸出実績があったのか、どのような周知を行ってるのか、2点お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 不登校児童生徒への支援のためには、必要に応じてタブレットを活用するよう学校に周知をしております。現時点では1名に貸出しをしておりますが、2人もしくは3人、二、三人の貸出しの準備を進めている児童生徒がいるというふうに確認しています。

また、タブレットではなくて自宅のパソコンなどを活用して、オンラインでの定期的な面談を実施している学校もあります。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 事前に言ってなくて悪かったんですけど、先生の授業以外の校務というんですか、その軽減にも貢献してるんじゃないかと思うんですが、その顕著な例というか、そういうのはありますか。

○委員長（上村和男君） 石川係長。

○教育指導担当係長（石川純快君） 冒頭の課長の説明の中にありましたアンケートの集約、これが一番大きな効果だと思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ次へ移ります。

外国語教育推進事業、委託内容について、説明をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） では、外国語教育推進事業の委託内容についてですが、審査資料は107ページとなります。

1の委託内容ですが、筑紫野市小中学校における外国語活動及び外国語教育の一層の推進を図るとともに、学校において児童生徒に外国語によるコミュニケーション能力の向上や国際感覚を養成することを目的に、外国語指導助手、ALT 5名の派遣を業者委託したものになります。

次に活用時数ですが、令和3年度は小学校2,374時間、中学校1,242時間の合計3,616時間となっております。

説明は以上です。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある委員は手を挙げてください。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 2点あります。一つは授業の時間数ですが、見ていると児童生徒数と比較すると、例えば二日市中学校は811人、筑紫野中は680人なんですが、授業数を見ると筑紫野のほうが多くなってるんですね。小学校でもその事例があるんですが、派遣の授業時間というのはどのように決めているのかをお尋ねします、が1点。

もう一点は、つくし学級とかにもALTさんが行かれた実績があるのか、お尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 派遣時数については、1学級当たりの回数が大体同じになるように派遣の日程を調整しています。多少予定の変更等により差が出ているところがあります。

それから、つくし学級についても派遣した実績はあります。

以上です。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。つくし学級はどれぐらい行かれてるんですか。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 3時間となっています。

○委員長（上村和男君） いいですか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） ALTの5名ですけど、この派遣会社はどのような選定方法をされてるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 派遣会社は、プロポーザル入札を行って選定をしています。業者登録しているものの中からプロポーザルに4者参加されて、企画提案書に基づいてプレゼンを行ってもらって、提案内容を審査した上で、評価点の高かった業者さんと

業務委託契約をしています。

○委員長（上村和男君） 八尋委員、いいですか。

○委員（八尋一男君） はい。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 言ってなかったんですが、この派遣している業者のことです。

プロポーザル方式で決定されたということですが、委託料が2,214万6,270円、単純に計算すると、この中から事務費とかいろいろあると思うんですが、総時間数3,616時間ということで、派遣される講師の方、指導に当たられる方の時間給とかいうのは契約の中では決めてはいないんですか。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 決めてはいません。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 去年かおとしの決算のときに、いわゆる時間数、授業に当たられる時間数と別に打合せの時間があるけれどもそれは全く計算には入ってなくて、相手が日本人ではないこともあって、契約内容にない時間外は働かなくていいというか、それが正当なんですけれども、なかなか打合せの時間が取れないという問題が提起されてたと思うんですね。結局、授業を2時間するなら2時間の準備のための打合せが必要。私たちでも、どなたか講師にお願いしたときには必ず前に打合せの時間を取って、それも含めた講師料をお支払いしたりしていることもありますが、こういうときにALTの方に、授業時間とは違う打合せ時間、あるいはほかの用事もこなしたりしないといけないし、準備のための時間も必要だと思うんですが、そういうのを含めた上でのプロポーザルでの業務内容の提示であったのか。

その辺が今すごく問題になってきてるんじゃないかなと思ってる。日本人の感覚で10分ぐらい早く来てくださって打合せしたいとかいうのが通じない相手であれば、なかなか本番の授業の内容も確認できないままに行われているような気がするし、あるいは一つ一つを見ていくと、やっぱり安い労働力でというか、単純な計算したら6,114円になるんですけど、割り算するとですよ。それから諸経費引いたとしても1時間当たり5,000円ぐらいをお支払いしているのであれば、その5,000円の教育内容をきちんと生かすような使い方がされるような契約の在り方というのが必要んじゃないかなと思ってるんです。

安い労働力で学校の先生のように常時雇用じゃなくて、こういうふうに派遣を使ってるというのは、本当に繰り返すようだけど、安い労働というか、そういうものを使ってる教育というのはなかなか定着しないというか、本当は先生によってはすごく十分な教育をしていただいているかもしれないんだけど、やはり当事者として不満を持ったまま教育に当たっていただけるような体制というのはちょっと改めたほうがいいんじゃないかな。

金額を見ると、やっぱり2,200万円というのは大きな費用です。時間単価にしてみると、恐らくやっぱり普通のパートのような1時間1,000円の話じゃなくて、やっぱり四、五千円の仕事をさせていただけるような方に来ていただいているわけだから、それを生かすような契約の在り方をちょっと考えていただけたらいいなと思うんですけども。

今現在は複数年で契約されているので改善は難しいかと思うんですが、今後とも外国語教育に当たってどのような体制を組めばいいのかというのを、基本的なところで今考えがあればお示しいただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） A L Tの勤務時間については、仕様の中では8時から17時のうち実働7時間ぐらいありますよということで業者のほうには仕様書を提示していることにはなります。その中でこちらの説明としては、授業に入る時間、入ってなくて打合せの時間というの。授業に入るのが例えば四、五時間、一、二時間の打合せとか、そういったようなことでの仕様には一応なっているんですけど、契約に当たって、今の契約、また今度変わるときに、やっぱり業者委託がいいのか、それ以外の方法がいいのかというところは検討していきたいと。今の実績も含めて検討していきたいと思います。

○委員長（上村和男君） いいですか。ほかありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） そしたら、次の項目に移ります。

審査資料108ページ、就学援助費（小中要保護・準要保護別）特別支援教育就学奨励費（小中別）及び過去5年間の推移、この項目について説明をお願いします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 資料は108ページになります。

就学援助制度は、学校教育法第19条、筑紫野市立学校児童生徒就学援助規則に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒、市内小中学校の保護者に対し必要な援助を行うもので、義務教育の円滑な実施を図ることを目的としております。

就学援助の対象者は、要保護者と準要保護者となります。

上段の表は、就学援助費の平成29年度から令和3年度までの支給実績で、小中学校別の要保護者の人数と支給額、準要保護者の人数と支給額、右端が支給人数と合計額になります。

令和3年度の実績は、小学校の要保護の人数は12人、支給額は26万9,277円、準要保護の人数は943人、支給額は7,005万363円、合計は955人の7,031万9,640円を支給しています。中学校の要保護の人数は10人、支給額は38万7,599円、準要保護の人数が549人、支給額は6,682万9,383円、合計が559人、6,721万6,982円を支給しております。小中学校の合計は1,514人、1億3,753万6,622円でございます。

続きまして、特別支援教育就学奨励費は、障がいのある児童生徒が特別支援学級等で学ぶ際に保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況に応じ補助するもので、特別支援教育の振興を図ることを目的としています。

下段に記載しておりますが、平成29年度から令和3年度まで、左の欄から小学校、中学校、計の欄となっております。

令和3年度は、小学校の支給者が138人、支給額は473万4,305円、中学校の支給者数が45人、支給額は241万6,927円で、小中学校の合計は183人、715万1,232円でございます。

説明は以上です。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） この就学援助事業についてですけども、事務が、標準化法が施行されて、先ほど別のところでも話しましたが、自治体でシステムの統一化、標準化が進められていて、文科省のほうでもそういう議論が行われていると思いますけれども、それで大体こういうシステムを使いましょうってことになったら、そのシステムはすぐに導入されるものと考えていいんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 令和7年度を見据えて国が検討を進めている基幹系システムの標準化のことだと思うんですけど、現時点では就学援助に係る項目について標準で整理されるのかどうかというところは不明ではあるんですが、国の動向を注視しながら必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

じゃあ、ちょっと私から気がかりなことだけお聞きします。

特別支援教育というのをやられてると思いますが、国際機関から日本の教育について意見が出されていますので、どんなふうを受け止められているのか、あるいは、それに関して文科省から何か言ってきたり、考えがあるのか。世間で騒がれてるものですから、ここで議会で何も聞かなかつたら都合が悪いので聞いておきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（上村和男君） 高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 今、上村委員長がおっしゃいましたように、新聞等でも報道を目にしておりますが、特にそれについて文科省から何かとか、そういったところは今のところございません。別の新聞で見たとおり、文部科学大臣のほうもやめるということはしないというふうに言っておられましたし、本市においても、特別支援教育は支援が必要な特性を持っておられる子供の学力の保障、教育を進めていくということは非常に大切なことだと考えておりますので、これまでどおり取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（上村和男君） ただ一つだけ言うておくけど、分けないようにねというふうには共通の認識だと思いますので。実際にあつていろいろとやらないきゃいけないので、現場でいろんな判断や議論があつていいと思います。もっと柔軟に、だけどやっぱり子供たちを中心に考えていくということが大事だと思いますので、大人の世界、政治の世界のメンツのようなことはあまり気にしないで、現場第一でやっていただきたいと思います。

じゃあ、この項目を終わりますので、学校教育課が終わりました。入れ替わりますので、学校教育課の皆さんお疲れさんでございました。

ちょっと休憩します。入れ替えます。

————— • ————— • —————
休憩 午後 1 時29分

再開 午後 1 時30分
————— • ————— • —————

○委員長（上村和男君） それでは、職員の入替えが終わりましたので、会議を再開いたします。

長澤部長から、説明に当たってくれる職員を紹介をしていただいた後、始めていきたいと思ひます。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が生涯学習課に替わりましたので、出席しております職員が自己紹介をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 生涯学習課長の檜木です。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 生涯学習課係長の野美山と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、審査資料112ページから113ページ、ヤングテレフォン相談事業、相談実績、相談体制の項目について、執行部からの説明を願います。

檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） それでは、ヤングテレフォン相談事業、相談実績、相談体制について説明させていただきます。資料につきましては112ページと113ページになります。

ヤングテレフォン事業の相談体制につきましては、月曜日から土曜日の週6日、相談時間は10時から18時で実施しております。相談員2名で対応しております。

相談実績については、電話相談につきましては113ページのほうに内訳、内容の件数等を記載しております。令和3年度につきましては、電話相談の件数が377件、留守番電話の対応も含めると、全部で652件の対応となっております。それ以外のメール相談については1件受けたこととなっております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある委員は。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） これ、例年聞いていることなんですけども、未成年、特に小中学生の相談件数が少ないのかなと。実績で4件とか6件ですので、それを増やすための取組はどのようなことを行っているのかということと、あとはSNSですね。LINEの相談とか、あとは電話もLINE通話とかに対応するべきじゃないかなと思うのですが、その点についていかがお考えでしょうか。

○委員長（上村和男君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 相談件数を増やす取組といたしましては、市内の小学校、中学校につきましては、相談カードなどの配付、もしくはチラシの配付をしております。また、それ以外にも小学生の就学前の健康診断の際にチラシを配付するなど、なるべくヤングテレフォンの事業が周知できるような体制で取組を行っております。

また、LINEやLINE通話への対応につきましては、SNSに関する相談というのは福岡県、福岡市なども実施しておりますけれども、その実績などを見るところではなかなか難しい部分もございますし、相談体制としましても現在の体制では難しいというところもありますので、現在のところは現状の電話相談もしくはメールでの相談のみの対応とさせていただきます。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） ヒアリングのときに私は言ってましたんで、回答がされるかと思ったけどされなかったんで、もう一度質問いたします。

相談件数で一番多いのが9月、40件です。これを24日で割ると1日当たり1.7件。相談員の方が2人おられて、はっきり言って暇を持て余されとるんじゃないかと。ということは、ほかの事務事業と合わせられて、そして有効活用するか、人を減らすか、何か対策を打つ必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○委員長（上村和男君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 相談員2名としておりますが、週6日相談日を設けており、実際には週4日ずつの勤務になっておりますので、2人体制になっているのは週2日ということになります。そのような日にちについても、それぞれ職員の休暇などに充てるということもありますので、常に2名体制で行っているというわけではございません。

それに加えて、当然、電話相談だけを行っているわけではなく、生涯学習センターの中にあります青少年プラザの管理なども一部担っている部分もありますし、それ以外の事業の補助といったところも担っていただいて、なるべく有効に働いていただけるように、生涯学習課全体の業務を分担する工夫をしております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 八尋委員、暇を持て余してるという表現はちょっと不穏当ですので、今の説明を聞いたのでよく分かったというふうにしていただければありがたいと思います。

○委員（八尋一男君） 内容はよく分かりました。暇を持て余したというのは表現が悪かったですが、やりがいがないんじゃないかということを思ったものですから。ちょっと表現がまずかったのは反省します。

以上です。

○委員長（上村和男君） 榎木課長、やっぱり担当している人たちはやりがいは感じてやられてると思いますし、以前この問題はさんざん議論した経験がありますので、きちっとやっていたらと思えますが、何かあれば言ってください。

榎木課長。

○生涯学習課長（榎木理恵君） 実績を見ていただいたら分かる通り、八尋委員がおっしゃられた、件数に比例して相談員の体制が多いというか、やりがいを感ぜられないような件数なのではないかという御指摘も、確かに課題として認識はしております。そのほか、他市の青少年の電話相談事業であったり、相談事業というのがここ最近において、いろんな取組を変えられているというような状況もございます。そういった周辺の自治体の状況や現在市の相談件数が少ないというような問題も踏まえて、じゃあどのような方法が青少年の健全育成に寄与できるのかということも踏まえ、相談体制の充実であったり、見直しを生涯学習課としても検討の上、取り組みたいと思っております。またさらに来年度に向けて、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（上村和男君） これ以上何かありますか。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 先ほど申し上げたLINE通話については、結局大人だったら有料で電話代かかっても、まあ払えるというか、あんまり気にすることはないとまでは言いませんけど、通話代がかかってもある程度というのはあると思うんですけど、小中学生だったらLINE通話だったら費用がかからないですよ。大人でも電話代節約のためにLINE通話とか使ってるケースも結構ありますので、子供が相談しやすいというのをもうちょっと意識していただければなど。それは意見で申し上げさせていただきます。

○委員長（上村和男君） 今後に生かしてください。

○生涯学習課長（榎木理恵君） 意見としてお伺いさせていただきます。

○委員長（上村和男君） じゃあ、次に移ります。

竜岩自然の家利用者内訳、稼働率、歳入及び歳出の推移（過去3年分）の項目に移ります。

執行部からの説明を願います。

榎木課長。

○生涯学習課長（榎木理恵君） 竜岩自然の家利用者内訳、稼働率、歳入及び歳出の推移

(過去3年分)について説明いたします。資料は114ページとなります。

利用者数につきましては、実人数として、ログハウスにつきましては令和3年度が808人、テントについては348人、プレイドームにつきましては2,085件となっております。

稼働率につきましては、令和3年度は開所日数228日で、使用日数が70日、稼働率は30.7%となります。すいません、ログハウスです。テントにつきましては44日、稼働率は19.3%となります。プレイドームにつきましては使用日数が210日、稼働率は92.1%となりました。

歳入及び歳出の推移につきましては、令和3年度については、歳入が172万5,660円、歳出につきましては2,413万406円となっております。

説明につきましては以上です。

○委員長（上村和男君） 説明をいただきましたので、質疑のある方は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 資料ありがとうございます。令和3年度は令和2年度と比較すると同じコロナ禍なんですけど、さらに減ってるなというふうに思うんですが、この要因は何だとお考えなのかという点と、周知とか、もう少しSNSとかも使ったらどうかと思ったりしますが、二つお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 令和2年度よりも令和3年度のほうの利用者数が大きく減少している一番の要因は、令和3年度につきましては新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令された関係で、利用者が最も多い8月から9月を休所という取扱いにしたところが一番大きい要因となっております。令和3年度につきましては、令和3年の5月12日から令和3年の6月20日までと令和3年8月7日から令和3年9月30日までの2回を休所の取扱いにしておりますので、その影響が大きかったと考えております。

また、利用者増加に向けた取組といたしまして、SNSなどへの発信はどうかということをございますが、今年度からキャンプ用具の持込みなどをできるようにするといった取組や、利用しやすいような施設の運営というところで見直しを随時図っております。

ようやく新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着いてきたということもあり、それ以前も、外ということもありまして利用者については一定数ずっと継続していらっしたんですが、さらに増やせるような取組を図れるような検討と、内容、プログラムの充実なども含めて今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 稼働率で、以前もお尋ねしたことがあると思うんですけども、閑散期の利用がやっぱり少なくなるということで、例えば冬用キャンプというか、冬の利用については、民間のアンケート調査によると、寝袋とかストーブの貸出しとか、そういったものにニーズがあるとか、平日については、やはりソロキャンプが最近増えているということで、1人での利用とか、そういったのを推進する必要があるのかと。あとは女性でも安全に、女性限定でこの日はしますとか、そういったいろいろな企画が考えられると思うんです。ほかにも、例えば保育園の自然保育で活用するとか、プレイパークを子供の遊び場として活用するとか、あとは企業向けの研修を受け入れるとか、いろんな取組が考えられると思うので、そういったことについても検討されてみてはいかがかなと思います。

周知についても、先ほどSNSって言ってますけど、やっぱインスタグラムやユーチューブも活用して周知をするべきではないかなと思うんですが、そちらについてもどのように考えているのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 段下委員がおっしゃられたとおり、冬についても一定のキャンプのニーズがあるというのは、キャンプブームということもありまして、こちらのほうも認識しております。そういったところのニーズをより一層取り込めるようにということで、本年度はドラゴンロックフェスタを11月に開催することで、冬の時期のキャンプの楽しさなどをPRしていこうと考えております。

また、ソロキャンプだったり、それ以外の子供たちの利用など、様々なニーズに応えられることができるような施設運営に関しても検討はしておりますが、まずは竜岩自然の家が青少年のための野外活動施設であるということも踏まえながら、今後の運営についてはさらに検討を進めてまいりたいと思います。

また、SNSに関してはインスタグラム、フェイスブックなど、そういったところの発信についても今後の課題ということで検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村さん、前田さん、波多江さんの順でお願いします。

西村委員。

○委員（西村和子君） 利用者数のところですけど、令和2年度から市内と市外と分け

ていただいている、倍かそれ以上を市外の方が占めてらっしゃるということで、大変評価が高い施設だということは、私も利用して常々そう思います。1回隣に座ってる人に聞いたら、東区から来たって言われたんで、東区からここまで来る間にはいろんないいところがあるんじゃないかと思ったけど、選んでもらえるぐらいの価値があるんだと思うんですが、逆に言うと、市内の方にもっと来ていただけるような、市内の方で魅力に気がついていない方もいらっしゃるんじゃないかということがあると思うので、市内の方に対する周知というか、それをどうするかというのが1点と、市外の方がこのように利用率として高いというのはどういう要因があるとお考えでしょうか。

○委員長（上村和男君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 西村委員におっしゃっていただいたとおり、非常に評価が高いというのは、アンケート調査などもずっと行っておりますので、皆さんから好評いただいているところが市外の方がたくさん来られているという要因だとは思いますが。

その一方で市内の方が少ないというところで、今年度につきましては本市の広報紙に、2面を使いまして竜岩自然の家の記事を載せていただくという形で、市内の住民の方にも周知を図っております。

それ以外にも市内の利用が増加できるような取組というのを今、職員で検討を進めておるところで、市内、市外ともにできるだけ利用者数を増やせるような工夫を今後も続けてまいりたいと考えております。

市内の方が来られないというのは、やはりあまりにもちょっと市内の方からすると車で近過ぎるのかなというのが一つの原因だと思いますので、やはり市内の方の利用というのは子ども会だったり、そういった団体とかで利用をされるというところが、近くて逆に便利となってくると思いますので、そういった方たちが使いやすいようなプログラムの内容を検討したり、そういった形での団体への周知を図るといった取組というのを今後は進めていきたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 次、前田委員。

○委員（前田倫宏君） 決算書の303ページになるんですけども、この中の委託料についてです。警備業務委託料が280万円で、清掃業務委託料が530万円なんですけれども、この実績というものをちょっとお尋ねしたいというのがまず1点です。例えば、決算書281ページ、こちらは中学校の施設維持管理事業なんですけども、警備業務委託料が58万円、清掃業務委託料が68万円ぐらいなんですけど、結構差が大きいのかなと思うので、その要

困等もあれば教えていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） まず警備業務につきまして、竜岩自然の家の警備業務の内容につきましては、まず機械警備が一つございます。これは、機械による夜間警備になります。こちらのほうの金額が16万8,960円、それ以外の夜間巡回などの宿直の勤務が263万5,836円となっております。

ちなみに、中学校につきましての警備業務については機械警備のみということになっており、竜岩自然の家につきましては宿泊者がいる際の夜間警備の人員を配置しているというところがございます。これによって、女性が1人であっても安心して泊まれるような施設であるというところと、子供たちも一定の安心安全を保てていると考えております。宿泊者がいないときにも9時までプレイドームなどは使用できますので、その夜間の対応についても、こちらの巡回宿直勤務の方をお願いしているところです。

次に、清掃業務につきまして、537万7,840円の内訳につきましては、施設全般の清掃が271万5,840円、草刈りが266万2,000円となっております。こちらは施設内のログハウスであったり、炊飯棟の清掃なども行っていただいております。あと、トイレやシャワー室なども行っていただいております、これでかなり清潔に保たれておりますので、利用者の皆さんからも、施設がきれいを使いやすかったという御意見をかなり多くいただいているところです。

ちなみに中学校につきましては、高窓のガラス清掃とグリストラップ清掃のみの委託となっており、通常の校舎の清掃などは含まれておりませんので、この差がこの二つの施設の差だと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 内容については分かりました。ただ、利用者がいらっしゃるときの警備だとか、夜間9時まで利用されるとき警備だとかというのは重々理解できるんですけども、例えば市の業務の中で防犯カメラ等の整備事業というものもあって、そういったものを活用しながら、そういった警備費用を削減していくというふうな取組も課題ではないかと。

例えばこの警備費において、今回の令和3年度は歳入でも赤字になってしまうんですね、この金額で言いますと。まして、さきの報道でも少年自然の家というものが今、各自

治体において存続が厳しくなっているような状況というのも見受けられてきているので、今後存続させていくためにも、そういう歳出抑制というものもしっかりと工夫が必要だと思うんですけども、そういった防犯カメラ等の活用とかは検討できないのかお伺いいたします。

○委員長（上村和男君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 先ほども申し上げたとおり、利用者の方はいろんな巡回業務によって安心して使えるというところもございますので、防犯カメラの利用というところも含めて、今後切替えができるのかどうかも含めて、経費節減に努めてまいるとともに、よりよい施設運営のためにどういった方法が最適かというの併せて検討しながら、今後の委託料の節減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 施設の利用で一般的に言われるのが需要と認知、その施設を必要とする人がいるかどうか、そしてその施設を知ってるかどうかよく一般的に言われるんですけど、そう考えたときに、今コロナ禍でキャンプブームもあるのかもしれないんですけども、利用者が増えてきたり減ってきたりというのはまた需要もあるのかなと思う一方で、プレイドームについてお尋ねしたいんですけども、こないだちょっと縁があって行ってきて、話を聞いたらロッククライミングが非常に人気だと。

実際この数字を見てみると稼働率は、コロナは関係なく、ずっと九十何パーセントとということで、実際行ってみると、なかなか予約が入らないというか、非常に人気であるということを考えてときに、当然ながらログハウス等も今度持込みができるように工夫されて、利用が少ないところの利用を伸ばされるのももちろんですけど、既に利用が、需要があるものをさらに充実させるというのも一方では必要なかなと思っています。

別の日に伺ってみると、そのような話をまた聞いて、施設の中を見てみると、例えば増設、投資してでもいいのではないかなと思ったときに、コロナ禍で集団でするものではない、個人の方が行かれてできるようなものであれば、今後も利用者というのは一定数いらっしゃるのではないかなと。今の時点でも、あれだけ待たれたり、帰られたりする方がいらっしゃるんだったら、屋内、屋外にも設置してもいいのかなという。利用が充実していて、これだけ見ると稼働率はいいですよなんですけど、それだけ需要があるなら、さらに利用の充実ができるようにという考えはないのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 現状、プレイドームの利用者というのは非常に多いというところで、ロッククライミングにつきましては非常に安いというところもありまして、利用者がとても多いということは認識しております。ただ、現状において、今ある施設を十分に活用していくというところがまず歳入歳出のバランスも含めて必要かと考えております。これ以上の施設の充実の前に、まずそこら辺の支出と歳入のバランスも含めた施設運営の在り方、そういったところがまず第一の検討課題と考えておりますので、現状で施設を増やすという予定というか計画は、まだ検討の段階ではないと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） それも分かるんですけど、利用者とかこの施設を有効に、一つのことに特化して投資をして力を入れることによって、全体的なブランド力になるとか。

というのは、来られてる方とかも福岡市であったり遠方からも来られてる方がいらっしやあって、わざわざそこまでお金払って来るのかなど。やっぱりここがいいんですよって言われて、その方は趣味でなさってあって、いろんなところ行かれて、ここがいいって言って選ばれて来られてあるんですよ。それはもちろん自然の中にあることであったり、そういう魅力的なことがやっぱり重なってる場所であるんだと思うんですね。

そう考えたときに、もちろん言われるように既存のものを、まずは全てを有効にというのは分かるんですけど、もう既にそうやって魅力的なものがあるのであれば、それをさらに磨くことによって全体の、最初に戻るんですけど需要と認知という部分の認知が広がっていくんじゃないかなと思うので、そういった視点も大切かなど。費用対効果というのは非常に大切なことではあるんですけども、そういった面では今後も引き続き努力いただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 檜木課長、何か一言言って終わりますか。長澤部長が答えますか。じゃあ、長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 波多江委員のほうから貴重な意見いただきましたので、そういったところの視点も今後意識しながら、竜岩自然の家の施設の充実に努力していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、生涯学習課の項目は終わりましたので、檜木課長、

お二人、どうも本当に御苦労さんでした。長澤部長はもう一つ、二つ残ってますので頑張ってください。

○教育部長（長澤龍彦君） よろしくをお願いします。

○委員長（上村和男君） では、職員入替えのためしばらく休憩します。2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に皆様に申し上げておきます。どうも熱心な審査が続いておるものから、今日、予定では5時までに終わる、あるいはもっと早く終わる予定であったんですが、どうもこのままいくと今日中には終わらないかもしれない。まだ分からないんですが、進行具合では今日で終わる予定だったものを、20日の朝から持ち越す場合もありますので、議長や議運の委員長にも相談を申し上げ、「まあ熱心やけん。行くところまで行って、それで考えたらどうね」というふうに意見をいただいております。場合によってはそういうふうになりたいと思いますので、あらかじめ申し上げておきます。あらかじめ決まることでもありませんし、もともと決まってるのは3日目まで予備日になっていますので。ただ、審査について案では今日中に終わることになっているのが終わらないかもしれない。やっぱり会議は生き物だなと思っておりますので、あらかじめ御了承いただいております。

それでは、教育部の文化・スポーツ振興課の所管、図書館の業務委託料、委託先、委託業務ごとの職員配置、図書司書数、レファレンス実績と担当者の項目について、執行部から説明をいただきます。

その前に説明の新しい職員がおいでになっておりますので、長澤部長から紹介をしていただき、入っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が文化・スポーツ振興課に変わりましたので、出席職員が自己紹介をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） 文化・スポーツ振興課、益永と申します。よ

ろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、先ほど申し上げた審査資料ページ、115ページの、長いですから読みませんが、項目について執行部から御説明を願います。

益永課長。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） それでは、図書館の業務委託料、委託先、委託業務ごとの職員配置（正規、非正規）図書司書数、レファレンスの実績と担当者について御説明申し上げます。資料115ページをお開きください。

決算額6,899万4,024円となっております。内訳でございますけれども、管理業務委託料として6,784万8,000円となっております。業務名称は筑紫野市民図書館運営業務委託、委託先が株式会社筑紫ビル管理となっております。

こちらには掲載しておりませんが、業務内容については図書館の資料、本ですね、の選書、登録、装備、配架、そして修理等の管理業務を行ってます。受付といたしまして貸出し、返却、本の未返却への対応、利用者のレファレンスや読書イベントの実施、また、移動図書館車運行に係る業務の委託をしているところでございます。

委託業務ごとの職員配置でございますが、正規職員15人、非正規職員9人、その内訳といたしまして、マネジャーが1人、サブマネジャー2人、司書職員が12人、司書パートが9人、合計24人でございます。図書司書数の資格保有者でございますけれども、19人となっております。

レファレンスの実績と担当者数でございますけれども、4,362件となっております、レファレンスの業務は館内奉仕業務に含まれているため、全員で行っているところでございます。

内訳の二つ目でございます。図書システム機器運用保守業務委託料といたしまして、114万6,024円となっております。事業名称は図書システム運用機器保守点検業務委託となっております。委託先は株式会社BCCでございます。

業務の内容でございますけれども、図書館の業務とホームページのシステム、そしてそのシステム機器の保守点検を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

白石委員。

○委員（白石卓也君） 私がお尋ねしてた分ですが、レファレンスというのがすごくたく

さんで4,362件ということですが、何か具体的な事例があれば。一般的なレファレンスというのは多分、図書の御案内だとかいろんなことだろうと思うんですけども、どういう事例があるんですかね。

○委員長（上村和男君） 益永課長。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） 先ほど白石委員がおっしゃったとおり、本の検索や本の置いている場所についてお尋ねが多いということになってます。

4,362件中4,360件については、クイックレファレンスと言いまして、5分以内にレファレンスの内容が終了したのになっております。

残りの2件についてがレファレンスということになっておりまして、例えばでございますけれども、ある児童からこれを調べてほしいということで、例えば「雷が落ちても鳥はなぜ感電しないのか」、こういったものについて、調べなさいというわけではなくて、司書さんが一緒になって文献を探して調べるということにしています。内容については、例えば市内の図書館で済まないものであれば県の図書館のほうに案内するのではなくて、逆に問うて、答えを相手側に出して完了するまで、ほとんどの業務がそういった形でレファレンスを完了させているところでございます。ちなみに、鳥は磁気を感じることができると雷雲の付近で飛行することはほぼあり得ないという答えで終わっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 2件というか、そういう1件がすばらしいレファレンスがあったということですが、特に小学生の事例を御紹介されたんですけども、何というか、そういうちゃんとあなたにお答えを出してあげるのよというのを知らない子供たちが多分多いんじゃないかなと思うんですよね。図書館さえ利用したことがないとかいうことだと思ふんで。私自身も議員になってレファレンスというのを少し詳しく調べ出したんですけども、ぜひ子供たちのためにそういう業務を広げていっていただきたいなと思うんですが、何かございますでしょうか。

○委員長（上村和男君） 益永課長。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） 例えば、レファレンスの中で、夏休み時期終わり頃に自由課題が終わらないといった悩みもあると聞いております。そんなときにSNSあたりでレファレンスでどうぞというようなことで周知するのも一つの手かなと思つて

おります。そういった子供たち、大人も含めてですけれども、実際にそういった機会を今後増やして、司書のスキルアップもそれで伴えると思いますので、今後努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今の図書館のことが出ましたけど、子供たちの活用とかそういうことも出ましたけども、学校図書館との関連はどのような位置づけで取り組まれていますかね。例えば、小学校の図書館に行って読みたい本があれば、その図書館の司書の方に言えばぱっと入ってくるよと、そしたら図書館に行く必要もなくなってくるんじゃないかという気もするわけですね。そこ辺りの連携はどうなっているのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 益永課長。

○文化・スポーツ振興課長（益永 晃君） 今、学校との連携についてでございますけれども、例えば移動図書館車については、図書館に遠いところについては巡回を2週間に1回行っているところでございます。

また、今年の7月においては学校司書との情報交換会を図書館主催で行わせていただいて、各校で行われている事業について情報を共有できたところでございます。

また、電子図書館サービスも9月からスタートしたところでございますので、今後こちらの電子図書館も含めてサポートができるのではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、この項目はこれで質疑を打ち切りたいと思います。どうもお疲れでございました。

では、職員の入替えがありますので、ちょっと入替えの間休憩します。25分ぐらいまでにします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時21分

○委員長（上村和男君） それでは、教育部最後の課が入ってまいりましたので、長澤部長から説明に当たってくれる職員の方を紹介をしていただいてから議題に入りたいと思います。長澤部長、お願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が文化財課に替わりましたので、出席しております職員が自己紹介をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 文化財課長をしております小鹿野亮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化財保護担当係長（吉田高穂君） 文化財課文化財保護担当係長をしております吉田です。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、文化財課、資料116ページ、文化財整理報告事業、過去の発掘調査数、調査報告書の件数、進捗状況の項目について説明をお願いします。

課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 失礼いたします。文化財整理報告事業におきます過去の発掘調査件数、調査報告書の件数、進捗状況につきまして御説明を申し上げます。

まず決算額につきましては、45万6,500円でございます。その内容につきましては、文化財報告書作成における写真図版の編集業務の委託ということでございます。

まず令和3年度末までの過去の発掘調査件数についてでございますが、合計234件となっております。調査報告書の刊行件数につきましては128件分、117冊の冊子ということで刊行しておる現状でございます。

次に、進捗状況についてでございますが、報告書刊行を計画的に進めるため、刊行の優先度が高いものから作業を進めているところでございます。令和3年度の事業につきましては、作業の外部委託を効果的に活用し、二日市中央に所在します大宰府条坊跡第261次、274次、281次の3件分ございますが、図版原稿の作成を委託によって行っております。

また、大字阿志岐に所在します柚ノ木遺跡2次、3次、2件分でございますが、及び大字常松所在の常松遺跡5次、6次、7次と3件分ございます。この分につきましては報告書の編集、原稿の編集作業並びに原稿の執筆作業を行い、報告書の刊行に向けた作業を進捗させたところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手を願います。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） まずこういった外部委託を効果的にしてるということなんですけども、古文書を整理して目録が作成できる正規職員がいないということとか、博物館の学芸員としての経験がない方が職員としているということだったら、育成が課題になってくると思うんですけども、そういった研修ですね。研修の予算化とか、会計年度ではなくて正規の方も採用しないと、会計年度だったら途中でいなくなったり引き抜かれたりしたこともあると聞いてますので、そういった正規職員にするとか、そういったことについてどのように考えてるのかということがまず1点目と、寄贈を受けた文化財が修復されていないということで、文化財の劣化が懸念されている状況であるということも聞いてますので、その点の予算化について、今年度の予算で上がってたのかちょっと探すことができなかったのか、今年度予算化されているのか。

○委員長（上村和男君） ちょっと休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後2時26分

再開 午後2時27分
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） じゃあ始めます。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 実績として外部委託を活用されているということだと思うんですけども、要は古文書を整理して目録が作成できる正規職員が配置されていないということとか、あとは博物館学芸員としての経験がないので研修を重ねてる状況かと思うんですけども、それでやはり実績として十分な業務ができてないところが生じているのではないかと思いますので、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（上村和男君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 今、段下委員から御指摘いただいた件でございますが、まず古文書の整理は歴史博物館のほうで行っている業務になります。本件、文化財整理報告事業ということで上がっているものについては、主に遺跡関係の埋蔵文化財の整理報告ということで、対象の文化財が異なりますので、そこは仕分けて考える必要があると思います。

その前提で御答弁いたしますと、まず文化財課における、あくまで埋蔵文化財の報告書

の業務に従事する職員体制につきましては、現在文化財課の職員が18名ございますけれども、そのうち報告書作成、これは遺跡の発掘も含まれますが、それに従事する技師については現在の体制では正規職員が9名、それから会計年度任用職員が2名、合計11名という体制で業務に当たっております。適宜発掘調査現場との調整を講じる必要はございますけれども、先ほども申しましたように計画的かつ効率的、効果的に、報告書という形が最後の形になりますので、刊行できるように業務を遂行しているところでございます。

ただ一方で、御指摘いただきました職員の育成面につきましては、文化財技師であったり、博物館の学芸員であったり、これは共通するところでございます。当課におきましては古い先輩方が固まって退職された関係があって、世代が非常に若返っているという現状が現在においてはございます。確かに、先ほどおっしゃいました古文書の整理も、筑紫野市には非常に貴重な古文書がたくさん所蔵しておりますので、現在においては臨時職員で古文書が読める者を雇用しまして対応しておりますけれども、やはり正規職員で長い時間じっくりと資料の保存、研究に取り組むことができる職員の育成は喫緊の課題だと捉えております。

そういったことの観点から、時間は若干かかることもございますが、課内の研修ですとか、あるいは昨今ですとコロナの関係もございましてリモートで様々な研修会が催されたりとか、国の文化庁でありますとか、そういったところでも様々な事業がございまして。そういったところにも参画しながら、文化財というのはやっぱり100年、200年の単位で考えていくものでございますから、技術継承をしっかりとしていくように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） よく分かりました。ありがとうございます。

あと2点あるんですけど、寄贈を受けた文化財が一部修復できてないものがあるということを知っているんですが、それについてどのように考えてるのかということと、あと、館内での温湿度の管理ですね。既存のシステムが数年前から故障しているという話も知っていますけれども、そういったシステムの更新についてどのように考えてるのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 2件、御回答申し上げます。

まず1点目の修復が必要となる文化財についての取組でございますが、現在、歴史博物館のほうで収蔵している物件として、修復がまず優先的に必要なもの、これは資料の劣化が進んでいるということで修復が必要という認識を持つものですが、それが2件ございます。柚須原の観音堂にありました南北朝時代の仏像、これが1点。それともう一つは宝満山に関わりますが、修験道の絵巻物になっているものの寄贈を受けています。絵ですね。巻物になってるんですが、その修復が必要だという認識をしております。

予算的なものも当然でございますし、修復といっても時間がかかったりとか、簡単に物を直すような形では。文化財が対象でございますので、まずきちんとした修復の計画を立てる必要があるということ、それから場合によってはいろいろな補助金でありますとか、助成金でありますとか、そういったところも活用しながら進めてまいる計画ではおりますので、今日明日すぐにとということではありませんが、なるべく早い段階で修復に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、資料の保管環境についてでございますが、歴史博物館の2階に、一般公開はしていませんけれども特別収蔵庫が2室ございまして、文化財の種類に応じて対象物の物数、種類あたりに応じて保管をさせていただいている部屋がございます。こちらは空調関係の更新をさせていただいておりますので、現状においては24時間、温度、並びに、重要なのは湿度でございますが、その湿度の管理が適正に現在も行われているということでございますので、資料の保管上、問題はございません。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 報告書が計画的に進められているということでございますが、117冊、今できたんですかね。それで、文化財課の残業時間がちょっと多い方がおられたんですけれども、それとの兼ね合いですね。例えば専門家に委託してやっていく部分とかあると思うんですけども、職員の残業というのは、編集するのにそんなに時間がかかるのかなど。どのような形でやっているのか、私は見たことがないから分からないけれども、残業との関連についてちょっと教えてください。

○委員長（上村和男君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 御説明申し上げます。埋蔵文化財の調査の事業におきましては、通常ですと晴れた日の日中に現場に出て行って発掘作業を行うという特性がございますので、どうしてもかつては、整理報告を進めていくに当たって報告書の刊行作業と

というのが、5時に現場が終わりまして事務所に戻ってきてからの作業ということになってしまっておりました。ただ、これは当然のごとく職員の健康のこともございますし、報告書を出していくための取組方についてどうしても、1人の職員がある現場に行き、そして発掘をして、報告書もその職員が持つという形になりますので、どうしても1人の職員に負荷がかかっているということがございました。

そういった部分もございましたので、報告書の未刊行分については既に退職をされている職員の分というのもございますから、その辺りは私どもが受け継いでいくという形もあります。作業の在り方、それから発掘現場との調整も綿密に講じていく必要がございますし、遺跡の発掘も開発に伴って連動する関係が特性としてございますので、どうしても増減があるところは否めないわけでありましてけれども、その辺りを計画的に対応しながら、効果的に刊行し、なおかつ超過勤務についても現在はかなり減少していると存じますが、減少の方向に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 平嶋副委員長。

○副委員長（平嶋正一君） 発掘調査の報告書の件ですけれども、調査件数から行くとまだ大部分残ってるということですが、たしか文化財課の予算は例年ずっと横ばいではなかったかなと思っておるんですけども、調査報告書については、例えば予算が増えればどんどん書簡の発行件数というのは増えていくような性格のものでしょうか。ちょっとそこを確認したいと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 御説明申し上げます。文化財課の報告書というものについては、例えば埋蔵文化財で申しますと、出土品を土から掘り出して持ち帰ってまいります。それを洗ったり整理したり、その後に図面を作ったり、写真を撮ったりというような作業を経て、編集をして原稿を書いて印刷製本に出すという一つの流れになります。

もちろん報告書を刊行していく上で、一程度の予算をいただいて、それが大きくなっていけば作業は相対的には増えていく、要するに刊行率は上がっていくんでありますけれども、委託をするにしても一定の学術的な水準を担保しなければならない。埋蔵文化財で言えば考古学ということになります。そういったところから管理が出てくるということで、一度にやはりなかなか発注することが難しい側面もございます。まずそれが1点。

それと、その上で、私どものほうも先ほど申し上げました計画、これまでの分も引き継

いしていく関係がありますので計画性を持って取り組んでまいるといふことで御説明さしあげたとおりでございますけれども、そういったところにつきましては、発掘現場等の状況も踏まえながら、臨機応変に調整をしながら取り組んでまいるといふことで考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それじゃあ、教育部全て終了いたしましたので、これで終わって50分から始めます。それまで休憩いたします。長澤部長、今日本当にお疲れでございます。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時48分

○委員長（上村和男君） 皆さんおそろいですから会議を再開したいと思います。

これからは建設部の項目に入っております。森下建設部長がおいでになってますので、こういう機会ですから一言ぐらい御挨拶をいただいて、説明に当たる職員を紹介していただきたいと思っております。それから議題に入ります。

森下建設部長。

○建設部長（森下義明君） 長時間の御審議お疲れさまでございます。建設部でございます。どうぞよろしく申し上げます。

出席している職員の自己紹介をさせていただきます。まず私が建設部長の森下でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○建築課長（永利啓次君） 建築課長の永利です。よろしく申し上げます。

○空家対策・建築計画担当係長（山本裕介君） 空家対策・建築計画担当係長の山本です。よろしく申し上げます。

○建築担当係長（河野友宏君） 建築担当係長の河野友宏です。よろしく申し上げます。

○建設部長（森下義明君） どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（上村和男君） それでは、審査資料119ページ、空家等対策事業、内容と実績

の項目について、執行部から説明を願います。

課長。

○建築課長（永利啓次君） お疲れさまです。空家等対策事業の内容と実績について御説明させていただきます。

決算額は14万915円となっております。

事業内容は、まず空き家の実態調査を行っております。令和3年度は、令和2年度の調査方法から変更をさせていただいております。令和2年度は平成30年度の実態調査で判明した空き家の再調査を行っておりますが、令和3年度はそれに加えて、上下水道の使用状況等から空き家と思われる935件を抽出し、現地の調査を実施した結果、568件の空き家を確認しております。

調査して空き家と確認した568件については、空き家の所有者等に対して市と宅建協会連携して空家総合相談窓口及び福岡県が設置しております空家活用サポートセンター「イエカツ」等のチラシをダイレクトメールで発送しております。

コミュニティ別の空き家調査の結果を中段の表にまとめております。平成30年度の調査と比べると、令和3年度では合計で83件減少しております。

最後に、空家相談窓口と福岡県空家活用サポートセンターに相談があった件数は合わせて13件で、相談内容につきましては、売買、賃貸、解体、権利関係の整理となっております。

以上で御説明させていただきました。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある委員は手を挙げてお願いします。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 令和3年の再調査において、市街化調整区域に建物、空き家がある場合というのは各コミュニティで何件ぐらいあるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 永利課長。

○建築課長（永利啓次君） 各コミュニティ別ですね。ちょっと時間をもらって計算させてもらってよろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） では、ちょっと休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後2時52分

再開 午後2時52分

○委員長（上村和男君） 会議を始めます。

課長。

○建築課長（永利啓次君） コミュニティ別で言いますと、二日市については18件、山口コミュニティになりますと20件、御笠になりますと32件、筑紫については32件、筑紫南については8件で、合計で110件となっております。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 調整区域においては建設業許可等が厳しい状況でなかなか空き家の状況というのが変わらないのかなと思うんですけども、今後の対策といたしますか、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 調整区域は、都市計画法で市街化を抑制する地域になっておりまして、原則建物を建てるのが認められておりません。空き家の活用については市街化調整区域の基準を満たす用途のみの建物の建築が許可となっております。国においてもまだ都市計画法において特例措置のような緩和の動きがあっておりませんので、許可基準は非常に厳しいですが、空き家の活用を私たちは推進しており、都市計画課と連携して動いていきたいと思っておりますので、その都度、御相談させていただきながらと思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、相談件数が令和3年と、同じく令和3年でサポートセンターで、この相談件数の中で実際に売買が行われたというのはあるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 永利課長。

○建築課長（永利啓次君） 空家相談窓口のほうからは情報がいつも入ってきておりまして、そこからの情報によりますと、5月までで3件、相談完了して売買されてという情報をいただいております。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかありますか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） この建築課の空家対策について、非常に前向きに取り組んでもら

っていることについては十分理解し、感謝したいと思っております。そうした中で今、自治会のほうで困ってあるのは、空き家になったところにいろんな廃棄物を持ち込んである。したがって臭いがしたりとか火事になるとか不法侵入者がという形で、どうしたもんだらうかと困ってあるところが2件ございます。

そうしたときに、何らかの方法がないのかと。強制執行とは言いませんが、持ち主が分かって、いろいろ持ち込んだのを勝手に廃棄するわけにもいかんというようなところで悩んであるんで、その辺りをどのように考えてあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） まず御相談していただければ、私たちが直接、近隣に住まれている所有者、管理者の方であればお伺いして、地元のほうで困ってある旨を伝えていきたいと思っています。どうしても所有者が分からない場合は、遠方であれば登記簿を取ったりして調べます。今のところは各自治体のほうに協力していただいて所有者を調べております。そこで分かれば、まずはお手紙を出させていただいて、連絡がつけばそこでお話しさせていただくという状況でございます。連絡もつかないとかいうことになれば、今後、それより上に行く手段、警告とかいろいろありますが、そこまで行くまでには今のところ達しておりませんが、そこまでやらなくてはいけなくなれば、やっていきたいと思っております。

まずは、2件ございますということでありましたので、私たちのほうに言っていただいて、私たちのほうでまずは解決できないか、手探りですがさせていただきたいと思っておりますので、情報をいただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 空き家の公営住宅化を行っている自治体もあると聞いてるんですけども、その点についてどのように考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 永利課長。

○建築課長（永利啓次君） 公営住宅とか空き家を公的に借りるとか、今そういう事業は考えていません。今のところ住居が足りないという話も聞いておりませんので、今後そういう話が出れば、管財課と話しながら、借りていくことが必要であれば借りていくことになるかと思いますが、今の現状ではそういうところまで行っておりません。

以上です。

○委員長（上村和男君） ちょっと休憩します。

休憩 午後 2 時58分

再開 午後 2 時59分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

失礼いたしました。マイクが直りましたので始めます。

質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、次の項目に進ませていただきます。

資料120ページから121ページ、経済対策事業、住宅改修工事補助事業、内訳、経済効果、月別執行状況について、この項目で報告を願います。

永利課長。

○建築課長（永利啓次君） 経済対策事業、住宅改修工事補助事業の内訳、経済効果、月別執行状況について御説明させていただきたいと思います。

決算額は900万円となっております。

この経済対策事業は、地域経済及び市民生活の安定化を図るため、市民が市内の事業者によって住宅の改修を行う場合、予算の範囲内において一部を補助するものです。

内訳でございますが、この経済対策事業は、経済対策事業住宅改修工事補助金と住宅耐震改修工事補助金があります。住宅改修補助金は工事費の10%が限度で、10万円の補助を行います。住宅耐震改修工事補助金は工事費の60%が限度で、60万円の補助を行います。

実績につきましては、住宅改修工事補助金は申請件数が合計で95件、全体工事金額の1億3,541万6,209円に対して補助金900万円を交付しております。また、住宅耐震改修工事補助金の実績は令和3年度はございませんでした。

経済効果につきましては、補助事業を行うことにより、市内の事業者に対する全体工事発注額が補助金の15倍となっておりますので、効果があったものと考えております。

次のページでございます。

月別執行状況ですが、補助金の申請受付は令和3年度は4月21日から開始しております。交付予定の補助金額が予算額に達したのが令和3年11月1日でございます。また、耐震

改修補助金につきましては、予算額に達しておりませんでした。建築工事の期間を考慮しまして令和4年1月12日に受付を完了しております。

補助金の執行状況は下の表のとおりで、1回目の支払いについては令和3年6月15日に支払っております。最後の支払いにつきましては令和4年4月5日に支払っております。

以上、御説明を終わります。

○委員長（上村和男君） 説明をいただきました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） これも例年お願いしている資料ですが、昨年度は補助金に対して工事実績が約13倍の1億595万円でしたが、令和3年はさらに15倍の1億3,541万円になっているということで、経済対策としてはかなりよい施策だと思っています。

申請が95件ということで上がっていますが、この間の部長のお話では、さらに幾つかの業者に分かれるということで、市内業者さんの基本的には何社ぐらいに効果があったのかということをもっとお伺いしたいということと、もう一つ、これは11月1日で受付を終了しているということで、締切後のお問合せはどれぐらいあったのかということをお伺いします。

○委員長（上村和男君） 永利課長。

○建築課長（永利啓次君） 申請件数95件に対して、業者の数が総合計で47社ございました。2社ぐらいが非常に頑張っておりまして、1社で10件以上の申請をお持ちになっております。こちらのほうとお話ししたところ、市の補助金があるということをお伝えながら営業されているということなので、数が多くなっていると思っております。

それから、11月以降に補助金の問合せが何件あったかということにつきましてはちょっと把握しておりませんが、やっぱり非常に関心がございますので、1日1回ぐらいのペースで結構あっておりますので、非常にこの補助金については市民の関心が高いかと思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今の御答弁にあるように、非常に市民の方の関心が高いということと、今、住宅改修ということになってますが、例えば健康と住宅とか、環境と住宅という視点で、住宅の在り方を見直そうという動きが社会的な要請というか、省エネから始

まってきたですね。そういう面言えばさらに、先ほど10件ぐらいお持ちのところも補助金があるからということをお勧めしながらこの事業を展開してきたということ言えば、大本の行政としても、こういうふう健康に役立つとか、環境に役立つとかいう視点のアピールの仕方ですさらにこの事業を進めていかれると、より一層の経済効果をもたらすんじゃないかなと思うんですが、その辺りいかがお考えかお伺いいたします。

○委員長（上村和男君） 永利課長。

○建築課長（永利啓次君） 当然、筑紫野市も全国的な状況を見て遅れるわけにはいきませんので、しっかりとその辺りの状況を判断しながら、また、他市の状況も判断しながら、できることはやっていきたいと思っております。こうなるということはこの場では言えませんが、いろいろと検討させていただいておりますので、また来年でもお話しできたらと思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。予算はまた予算ですから楽しみにしておきますので。さっきの辻本委員の質問のときに、課長が深くうなずきながらやられていたので、大いに期待をいたします。市民が期待をしてるといものと、市内業者もまた役割をそういう点で果たせて、地域の経済にとってもいい循環が生まれるということになっていきますので、三方よくなるというお話なんではないでしょうか。

じゃあ、次へ行きましょうかね。

建築課が終わりましたので、お疲れでございました。一生懸命頑張ってください、課長。入替えを行いますので、ちょっと休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後 3 時09分

再開 午後 3 時09分
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明に当たってくれる職員の方が入れ替わりましたので、森下部長から紹介をしていただきます。

森下部長。

○建設部長（森下義明君） 引き続き御説明させていただきたいと思いますが、職員が入れ替わりまして土木課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○土木課長（山田 学君） 土木課長の山田です。どうぞよろしく申し上げます。

○土木整備担当係長（江口裕征君） 土木課土木整備担当、江口と申します。よろしく申し上げます。

○土木整備担当主任（柳 智範君） 同じく土木課土木整備担当、柳と申します。よろしく申し上げます。

○建設部長（森下義明君） どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（上村和男君） それでは、建設部土木課の審査資料122ページ、J R 二日市駅地区整備事業、内容と実績、繰越理由について御説明をいただきます。

山田課長。

○土木課長（山田 学君） 決算書248ページ、審査資料122ページをお開きください。J R 二日市駅地区整備事業、内容と実績、繰越理由について御説明させていただきます。

決算額は3,930万8,024円です。

事業内容としましては、J R 二日市駅西側において、交通機能の強化及び駅利用者、周辺住民の利便性の向上を図ることを目的とした事業です。

令和3年度実績としましては、まず鹿児島本線二日市駅西側乗降口新設工事です。これについては令和3年度J R への工事委託費で、乗降口新設に伴う既存の跨線橋の補強工事並びに電力設備の支障移転工事を行っているものとなります。

次に、J R 二日市駅西口駅前広場擁壁設計業務委託です。これについては駅前広場とJ R 敷地境界に設置する擁壁の詳細設計を行っている分となります。

次に、J R 二日市駅西口駅前広場照明施設設計業務委託です。これについては駅前広場に設置する照明灯の詳細設計を行っている分となります。

次に、次田大門線修正設計業務委託です。これについては、次田大門線の修正設計で、舗装路面のゼブラゾーン、路面表示等の変更が生じたので、その修正設計を行っている分となります。

次に、J R 二日市駅西口駐輪場管理事務所新築工事設計業務委託です。これについては駐輪場の管理事務所の詳細設計を行っている分で、建築課へ事務委任を行っているものです。

次に、J R 二日市駅西口駅前広場整備工事（1工区）です。主な工事内容としましては、車道舗装を44平米、歩道舗装を28平米、駐輪場の路盤を771平米、歩道の路盤を332平米、歩車道境界ブロックを26メートル、側溝300サイズのものを53メートル整備しております。

最後に、繰越理由としましては、関係機関との協議に不測の日数を要したためです。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

平嶋副委員長。

○副委員長（平嶋正一君） この事業は本市の長年の懸案事項でありましたので、担当課の皆さんの努力によってJ R九州と協議が調って、令和3年度に予算要求をされて、全て市単費で4億4,300万円の予算措置がされたと承知しております。

ここに繰越理由として、関係機関との協議と書いてありますけれども、関係機関とはどこでしょうか、お願いいたします。

○委員長（上村和男君） 山田課長。

○土木課長（山田 学君） 関係機関とはどの御質問の回答ですけども、一番は乗降口の整備を委託しておりますJ R九州です。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 平嶋副委員長。

○副委員長（平嶋正一君） 予算要求をされたときにはJ R九州と協議が調って予算要求されたと理解するんですけども、その後、またJ R九州と協議が必要になったということで予算約4億円が繰り越されてるわけですけども、その辺もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 山田課長。

○土木課長（山田 学君） 各種調整できるものを調整しまして、令和3年度未完了に向け進めておりました。その後、業者が決まって、整備を進めていく中で、さらに細かい調整をしていく中で、厳しい部分がいろいろと出てきておりますので繰越しをさせていただいておるものです。

以上でございます。

○副委員長（平嶋正一君） すいません、最後が何と言われたかちょっと聞こえなかったので、もう一度お願いします。

○土木課長（山田 学君） 厳しい部分がちょっといろいろと出てきたことによるものです。

○委員長（上村和男君） 平嶋副委員長。

○副委員長（平嶋正一君） 最初にJ R九州との大枠で協議が調って、その後、工事の施

工に至ってはまた詳細な協議が必要だったということではないかと思うんですよね。それならば、3年度は予算をある程度絞って、予算の頭出しとかよく言いますが、4年度に新たに予算措置ができなかったのかと、ちょっと私、疑問があるんですよ。これは市単費ですので、繰り越された4億円が4年度に措置されておれば、3年度にまた別の事業に執行することができたのではないかと、非常にその点は思っております。これは結果論になってしまいますので、今後気をつけていただきたいと理解しておきます。

以上です。

○委員長（上村和男君） これは副委員長としての意見ではなくて個人の意見ですから、副委員長の意見となりますと、この委員会で合意したように。注意してくださいというのに値するかどうかは合意しておりませんで、御本人の御意見ですから。そういうふうに承知しておいていただかないと、後々注意したというふうに、当委員会がそう思っていると言うと、決算がなかなか認定しがたい話になりがちなので、そうではありませんとだけは言うておきます。

委員各位はいろんなことで厳しい側面というのは幾らか感じ取っておられることもあるかと思えますし、担当の常任委員会で幾らか話も、現場も見てきておられるので、承知をしていると私自身は理解しておりますので、そういうこととして御意見として受け取っておいてくださいね。よろしいでしょうか。

○建設部長（森下義明君） はい。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ、次に参ります。

土木課はこれで終わりですので、入れ替わりということになります。山田課長、お疲れでございました。森下部長は、まだいますね。

ちょっと休憩します。維持課の方が入ってまいりますので、それまで休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後3時17分

再開 午後3時17分
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明してくれる職員が入れ替わりましたので、森下部長から紹介をしていただいて議題

に入ります。

森下部長。

○建設部長（森下義明君） 改めまして職員が入れ替わりまして、維持管理課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○維持管理課長（菊武秀明君） 維持管理課長の菊武と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○維持管理課長補佐（山内和彦君） 同じく維持管理課管理係長をしております山内と申します。よろしくお願ひいたします。

○建設部長（森下義明君） どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（上村和男君） 審査資料125ページ、交通安全施設整備事業内訳の項目について、執行部から説明を願ひます。

菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 決算書244ページでございます。決算額2,195万7,100円でございます。

交通安全施設整備事業の内訳といたしまして、反射鏡、これはカーブミラーになりますけれども、新設や増設、老朽化に伴う補修や原因者が特定できない事故に伴う補修の件数が39件でございます。

区画線は、白色の実線、外側線とかセンターラインになりますけれども、そういったラインや路面表示の補修や新設につきまして18件行っております。

防護柵は、ガードレールやガードパイプ等の新設や補修、老朽化に伴う補修や原因者が特定できない事故に伴う補修を含めまして17件でございます。

街路灯は、LEDの灯器具の取替えについて13件でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は手を挙げて。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 反射鏡についてお伺いいたしますけれども、よく既設の部分で補修が必要な箇所とか、へこんでいるところとかも見受けられ、今回新設もされたということですが、例えばミラーの位置の高さを変えるとか、そういった対策のが考えられないのかと思ってるんですけれども。今回も補修で、原因者が特定できない事故に伴う補修を含むとなっているんですが、その点、何か対策というのは考えられているのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） カーブミラーにつきましてはやはり適切な位置に、その場所場所によって見やすい位置にというところで設定をさせていただいております。高さについても、子供の目線であるとか、車からの目線であるとかありますので、ある一定の高さの基準は持っておりますけれども、それ以上は高くなるとなかなか見にくくなったりします。カーブミラー自体が必ず死角が出てきまして、見えない空間が必ず生まれてしまいますから、そこ辺りは場所場所によって、必ず現地で専門の業者と立会いしながら適切な、その場所に合った位置を設定させていただいているところでございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 高さについては適切な高さで調整されているということが分かったんですけども、補修について原因車が特定できない事故もあるということですが、そこに対して何か対策は考えられているのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） カーブミラーにつきまして、高い車両、特に運送会社の車両とかが当たったケースが結構ございます。どうしても当たった後の地域の方の当てであるよという通報でしか今のところ対応ができていない状況でございます。あまりにもひどい場合は被害を警察のほうに相談する場合もございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） ちょっと確認です。今、区画線のことで説明がありましたけど、最近カラー歩道が結構あちこちで見られるようになって、安全が確保されてすごくいいと思うんですが、区画線の中に、更新というか、カラー歩道も含まれているのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） こちらの交通安全施設整備事業の中には、カラー舗装は含まれておりません。通常の道路維持管理の中で設置しております。

○委員長（上村和男君） ちょっと待ってくださいね。関連ということで副委員長から。

○副委員長（平嶋正一君） 今の区画線のところで、白色実線をやっているということですが、黄色のはみだし禁止とかは、うちじゃなくて警察ということでしょうか。

○委員長（上村和男君） 菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 黄色の実線につきましては交通規制になりますので、警察の所管でございます。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 先ほどカラー歩道は含まれておりませんということは、今の回答と一緒に、やっぱり警察のほうになるんでしょうか、カラー歩道は。

○委員長（上村和男君） 菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） カラー舗装については道路管理者の施工になります。

○委員長（上村和男君） 市道だと……。道路管理者、県道もあれば国道もあります。

○委員（宮崎吉弘君） それから考えると、市道は市の道路管理下にあるわけですから、市が行うということで理解していいですか。

○委員長（上村和男君） 菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） カラー舗装については、市のほうで行っております。

○委員長（上村和男君） 森下部長が発言を求めていますので許可します。森下部長。

○建設部長（森下義明君） 補足させていただきますが、先ほど平嶋副委員長が言われているセンターラインの黄色とかのはみだしとかは公安とかでしますので、私どもでは施工できないんですが、先ほど宮崎委員が言われているところは、交差点の中で注意喚起するために色を赤く塗ったり、それとか歩道部分に緑の歩行帯を、視野的に注意喚起するところとちょっと違うということです。白や黄色とかではなくて、施工する内容によってになりますので、交通規制的なみだし禁止とかは公安、ほかの注意喚起等の色を塗る部分は市のほうで行います。

それと、委員長が言われたように当然、県道、市道と区分がありますので、市道の部分での施工は市のほうでさせていただいてますということでございます。

○委員長（上村和男君） ちょっと休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後 3 時26分

再開 午後 3 時27分
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） 会議を再開します。

菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 申し訳ございません、説明不足がございまして。

先ほどの宮崎委員からの御質問に対しましては、緑色の路側帯に塗る色ですね、それにつきましては、すみません、この交通安全施設整備事業の中では実施しておりませんという意味でございます。道路維持管理事業の中で費用を出しておりますということでございます。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員、よろしいですか。

○委員（宮崎吉弘君） はい。

○委員長（上村和男君） 白石委員、満を持して何か言うでしょう。白石委員。

○委員（白石卓也君） 反射鏡のことをちょっとお尋ねしたいんですけど、39件のうちの新設、補修の内訳が分かれば教えてほしいのと、あと、設置等の基準があれば、細かくはなくていいんですが教えてほしいのと、あともう1点目が、要望が上がってある程度応えられている状況なのか。来年にしてちょうだいとかいろいろあってるのかですね。そういうことをちょっとお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 菊武課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 3点お答えいたします。

反射鏡の新設は、39件のうちの17件でございます。残りの22件については取替えと補修を行っておるところです。

それと、設置基準につきましては、カーブミラーですので、カーブの道路の行き先が分からない部分であるとか見通しが利かない部分につきましては、基本的には必要性はあるんじゃないかと思うっておりますが、3点目の質問にお答えすることになります。各區からの要望件数が昨年令和3年度36件ございました。そのうちに、現場の状況によって、特に開発で整備された道路の幅員があつたりとか、もうその交差点止まったら両方見えるんですよというところにつきましたりとか、私道内から出るのにカーブミラーを設置してくれということとか、設置要望が出たけども隣接者の方の了承が得られずに立てる場所がなかったというところで主に断った件が、36件中17件ございます。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） そうしたら、今計算するとほとんどもう、要はできるところはできている、要望があるところはほとんどできているという理解でよろしいんですかね。

○委員長（上村和男君） 課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 要望があっても、現地を確認させていただきまして、それで必要かどうかを判断させていただいております。先ほどもちょっと言いましたけど、

カーブミラー自体が死角ができてしまひまして見えない空間というのが必ずあります。カーブミラーがあるからといって交差点に車で進入される、スピードを落とさずに進入される方がいらっしゃいます。カーブミラーを見ていたけど気づかなかつたという事故が結構ありまして、そういった事故のケースほどけがの大きな被害があるということもございまして、そのようなリスクも考えながら、カーブミラーの設置の可否を私どもで判断をさせていただきます。

また、カーブミラーをお断りした箇所につきましては、路面標示などをこちらのほうで提案させていただきます、注意喚起を図るようにはしております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 白石委員、いいですか。

○委員（白石卓也君） はい。

○委員長（上村和男君） じゃあ、ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、これで道路維持課、建設部全て終わりましたので、森下建設部長もうお帰りになりますので、じゃあしばらく休憩いたします。お疲れでございました、どうも。

45分から始めます。始めるに当たって物は申し上げますので。

————— . ————— . —————
休憩 午後 3 時32分

再開 午後 3 時43分
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） それじゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめ皆さんに申し上げ、お諮りしたいことがあります。

これからは環境部の事項について説明を受け質疑を行うことにしておりますので、大方この環境経済部の環境課の分が終わったら、本日は終了としたいと思います。おおよそのめどを4時30分には終わりたいというふうに思っています。

ですから、各項目関連がございまして、虫明課長が今日はまだ来ておられないと思いますが、虫明課長は能力の高い課長でありますので、一括して説明をいただき、一括して質疑を行うということを受けて立つとさせていただいており、後で入ってきていただいでよろしくお願ひしたいと思ひています。皆さん、そういうふうに進めます。

もう一つお諮りしておきます。今回は、20日10時から、環境部が終わった後、農政課、商工観光課の二つを10時からやり上げると。その後、意見交換会をやって取りまとめをしたいというふうに思っていますので、あらかじめそういうふうにお断りを申し上げておきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、議題に入っておりますが、環境経済部の野田部長がおいでになっております。御挨拶を簡単にさせていただいて、環境課の説明に当たってくださる職員を紹介していただければと思います。それから議題に入ります。

野田部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 長時間の御審議お疲れさまです。環境経済部の野田でございます。

環境経済部においては、本委員会に説明を求められました資料につきまして、本日環境課7件につきまして御説明させていただこうと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、環境課職員参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○環境課長（虫明しのぶ君） 環境課課長をしております虫明と申します。よろしくお願いたします。

○環境保全・廃棄物担当係長（荒井健治君） 環境課環境保全・廃棄物担当の荒井と申します。よろしくお願いたします。

○環境経済部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（上村和男君） それでは、審査資料128から134の項目全てを説明をしていただいた後、全ていろいろ関連をしておりますので、説明をしていただいた後に一括して質疑を行いたいというふうに思います。

それでは、128ページ、過去5年間のごみ搬入量、過去5年間のランニングコストから、134ページ、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合負担金事業、負担金の算出根拠までを、一括して説明を願います。

虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） それでは、まず、資料128ページ、過去5年間のごみの搬入量（2市1町合計・筑紫野市分）、それから過去5年間のランニングコスト、こちらのほうについて御説明いたします。

まず過去5年間のごみの搬入量でございます。上についております表になります。種類

ごとに、平成29年度から令和3年度まで、それぞれ2市1町及び筑紫野市の搬入量をトン単位で記したものとなっております。

総合計のみ述べさせていただきます。令和3年度の2市1町のごみの総排出量ですが、5万720トンとなっております。そのうち筑紫野市の分につきましては、2万9,271トンとなっております。

続きまして、過去5年間のランニングコストでございます。こちらは筑紫野・小郡・基山清掃施設組合に支払った負担金の金額でございます。そのうち維持管理費に係る分についてこの表にしてまとめておるところでございます。

筑紫野市におきましては、令和3年度5億6,571万3,000円となっております。2市1町でいきますと10億1,448万5,000円となっているところでございます。

続きまして、129ページのごみ袋一覧表、前年度対比、ごみ袋単価・ごみ袋原価・2年分を1枚に集約といった資料になります。

指定袋単価、指定袋原価、引渡枚数、引渡金額の一覧の表でございます。こちら、指定袋の種類ごとに、それぞれ単価を記載しております。また、令和2年度及び令和3年度の原価、引渡枚数、引渡金額をそれぞれ記載しておるものでございます。

令和3年度の総計のみを述べさせていただきます。引渡枚数は621万8,820枚となります。金額につきましては、2億8,298万7,200円となっております。

続きまして、130ページに移ります。

こちらは、令和3年度のクリーンヒル宝満における品目別のリサイクル量と売却益についてでございます。

2市1町の合計と、筑紫野市分として按分したものの表となっております。品目、1番から12番まであって、それぞれリサイクル量、こちらトン単位となっております。それから売却益について記載をしております。

こちら合算のみを述べさせていただきます。まずリサイクル量につきましては、2市1町7,176トン、筑紫野市につきましてはそのうち4,161トンとなります。また売却益につきましては、2市1町が1億3,009万3,145円となります。筑紫野市分については7,549万2,724円となります。それから、下のほうにこの売却益に係る筑紫野市の割合のほうを記載をしているところがございます。

続きまして、131ページを御覧ください。

こちらは一部事務組合への負担金の推移ということで、平成22年度から令和3年度の分

を記載しております。

環境課のほうで所管しております筑慈苑施設組合、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合、両筑衛生施設組合のものになります。

令和3年度の負担金として支払った額を述べさせていただきます。筑慈苑施設組合は3,084万2,187円となります。筑紫野・小郡・基山清掃施設組合は9億5,019万7,000円となります。最後に、両筑衛生施設組合は2,598万2,000円となります。

続きまして、132ページに移ります。

環境問題啓発事業、そのうち出前講座の取組状況についてでございます。

決算認定資料は128ページとなります。

こちら決算額ですが、この事業といたしましては53万5,175円となっております。

出前講座の説明についてでございます。筑紫野市内の各小学校へ環境出前講座の受講案内を行い、希望する学校があれば講座内容について学校と調整し、講座内容に応じて環境課職員もしくは外部講師が授業を行っているものでございます。

講座の内容については、生物多様性についてということで、令和3年につきましては2回開催をしております。二日市小学校の授業を行っております。それからもう1点が、下の段になりますけれども、カモフラージュとフィールドビンゴということで、これも生物多様性についてでございますが、講師に筑紫野市と包括連携協定を締結しております筑紫女学園大学の協力を受けまして実施をしたものでございます。こちら令和3年は2回開催しております。二日市小学校と山口小学校で開催をしているところでございます。

続いて、133ページになります。

こちらは、新エネルギー設備普及事業の実績と対策についてでございます。

決算認定資料は128ページ、129ページとなります。

決算額、150万円となります。

こちらは、住宅用の太陽光発電、民生用燃料電池、住宅用蓄電池を住宅に設置する方を対象に、筑紫野市住宅用エコエネルギー導入促進事業補助金、こちらのほうを交付しているものでございます。実績につきましては、太陽光発電が6件、民生用燃料電池が3件、住宅用蓄電池が6件となっております。

続きまして対策ということで、固定買取り価格の低下傾向による太陽光発電の補助件数が伸び悩んでいることと、また、2009年から開始された固定買取り制度、こちらが10年を適用期限となっておりますので、2019年以降期間終了となるケースが増加してまいります。

ですので、これまでのように売電だけでなく、自分のおうちのほうで使用していただく目的での設置を促すため、令和3年度から住宅用蓄電池を補助対象に追加しているものがございます。

最後に、134ページになります。

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合負担金事業、負担金の算出根拠についてでございます。

決算認定資料は129ページ、130ページになります。

決算額は9億5,019万7,000円となっております。全額18節の負担金でございます。

こちらは、組合の議会で議決された予算を基に負担金をお支払いしているというものになります。下に表をつけておりますが、こちらは筑紫野市が支払っている負担金を組合の科目別に表した区分表となっております。議会費、総務費、衛生費、公債費、予備費、合計いたしますと9億5,019万7,000円となっておりますのでございます。

下のほうに、それぞれの科目に応じて算出方法がございますので、その説明を記載しているところがございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（上村和男君）　じゃあ説明が終わりましたので、質疑に入ります。

皆さんに申し上げておきますが、願わくば128ページから順に下がっていきたく思いますので、どこから質問されても構いませんが、なるべく上から来るように心がけていただければと思います。発言のある方は挙手を願います。

段下委員。

○委員（段下季一郎君）　2点あります。

まず、128ページですね。ごみの搬入量ということでこの数字出ているんですけども、プラスチックごみ削減のために、例えばレジ袋の代わりに、スーパーとかコンビニで購入するレジ袋の代わりに、市の指定のごみ袋を1枚単位で販売しているような自治体とか、あとは、これ千葉のほうなんですけど、レジ袋兼市の指定のごみ袋というものを作って、そういうものを活用することでプラスチックごみ削減の取組を行っている自治体があるので、そういった新しい取組について、この実績を、プラスチックごみのこの搬入量の実績を見て、効果的な削減というのを今後どのように考えているのかということがまず1点目。

2点目が129ページですね。今このごみ袋の種類、新しく可燃物の指定ごみ袋の小を導入したということで、これだけの枚数出ているということなんですけども、カラス対策として紫外線をカットした黄色いごみ袋を導入する自治体が増えていると思うんですが、今

指定のごみ袋がその紫外線カットするようなものになっているのか、なってないんだっから今言ったそういったものを今後導入について検討すべきじゃないのかということについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） まず1点目、プラごみの削減についての今後の取組についてでございますが、現在筑紫野市ではペットボトルや白色トレイ等、分別して……。

○委員（鹿島康生君） もう少しマイクを近づけてしゃべって、聞こえない。

○委員長（上村和男君） 課長、もうちょっと近づけて、自分だけでやってください。

○環境課長（虫明しのぶ君） はい。

○委員長（上村和男君） じゃあやり直して。

課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） まず、初めにプラごみの削減についてでございますが、今現在ペットボトル、それから白色トレイ等について分別して、収集運搬し、その後、日本容器包装リサイクル協会のほうに搬入されリサイクルがなされているところでございますが、本年4月1日からプラスチックのリサイクル法のほうが施行されております。この関係で自治体は、容器包装だけでなく製品としてのプラスチック、このようなものもリサイクルに回していただくように努めるというふうになっておりますので、本市といたしましても、先進事例、なかなか最近出てきております。近隣で言うならば福岡市などが実証実験をしているというところの話を聞いておりますので、こういった取組の状況見ながら、本市としての収集運搬処理体制、こういったものをつくっていききたいなというふうに考えているところでございます。

それから、ごみ袋の紫外線カットの分につきましては、現在使っている素材として紫外線カットをしているというのはちょっとメーカーのほうからは聞いているところではございません。確認がちょっと取れておりませんので、またそこは確認を取っていききたいなというふうに思っております。

またあと黄色い袋というところでの御提案がございましたが、筑紫野市の指定袋の中に地域清掃用の袋がございます。そちらは黄色い袋を使っておりますので、御家庭から出るごみを入れていただく袋の中に黄色い袋を導入するというのはちょっと難しいかなと現時点で考えているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 令和3年度予算委員会の際に袋について、すみません、129ページのことですけども、バイオプラスチックも考えているということだったんですけども、令和3年度での進捗とか取組について報告してもらいたいですけども。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） バイオプラスチックの分につきましては、令和3年におきまして、作製をさせていただいている業者のほうに、他市等の導入状況、それから幾らぐらいになるのかと、そういったことについて確認をしていたところでございます。コストが今現在ちょっと高いというところで、なかなか導入は厳しいかなというところで現時点では考えているところです。

ただ、筑紫野市の袋につきましては、リサイクルの材料を入れており、そういった面で環境配慮しているという点もございますので、今後単価が下がっていけば導入するといったところを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） ちょっとよく分からなかったんですけど、令和3年度を取組としては事業者のほうに確認をしたと。様々検討してコストが高かったという結果が出たので、それを進めるのは一旦止めるということですかね。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） はい。現時点ではいつから導入というところは、言えないかなというところで考えております。

○委員長（上村和男君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 131ページについて、この中の筑慈苑施設についてお尋ねいたします。

令和3年度も、要するにコロナ感染でお亡くなりになった方はたくさんいらっしゃる。そういう中で、6時から火葬業務は始めているわけですけども、やっぱり残業時間もかなり増えているような状況だと思います。まあもろもろのことは組合議会の中でやることだと思いますけども、そういう中で、令和2年と3年比べると減額になっています、負担金。その積算根拠をお願いできませんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 市のほうが支払った負担金の金額が下がっているこの理由につきましては、委員がおっしゃるように、亡くなられる方がやはり増えているということで、その分使用料が増えたという形になります。その兼ね合いもありまして、市のほうが負担する金額が予算時より減ったという形になっております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。

○委員（阿部靖男君） はい。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 二つあるんですけど、まず128ページのところです。今年度もごみの量が減ってよかったなと思うんですけど、その中でペットボトルと乾電池が増えているように思うんですけど、これは在宅が増えたからということなのかというのが一つと、それと、132ページの環境問題啓発事業です。環境出前講座のテーマがこの生物多様性ということで、いろいろテーマがあると思うんですけどこのテーマにしたのはどういうことかということ、希望された学校だけということ、されないということはされないなりの理由があるんでしょうけれど、その理由とか分からないですよね。

それと今後は、昨年度こういう状況ですが、できれば全部の学校に採用していただきたいと思うんだけど、そういう努力というのはどのようにされているのかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） まず、一つ目のペットボトルと乾電池が増えた件についてでございます。

令和3年度は、委員がおっしゃっていただきましたように、ごみの量が減っております。市民や事業者の方たちの御協力のたまものというふうに思っております。ほとんどの品目でごみの量は減っているんですが、ペットボトル、それから乾電池については増えている状況です。

ペットボトルにつきましては、これは委員のおっしゃるとおり巣籠もり需要での結果ではないかなというふうに推測しているところでございます。

乾電池につきましても同じ理由なのかというのはちょっと分かりかねるところでございます。分析ができておりません。申し訳ございません。

それから続きまして、出前講座の件でございますが、出前講座で実施したテーマが、生物多様性になっておりますが、募集をかける際にはメニューを複数設けておりました。

学校のほうに希望を聞いたときには、生物多様性、生き物の観察、それからごみ。これはごみの分別ゲームというものを独自につくりまして、これで楽しく3Rを学んでいただくというようなものです。それからもう1点、これもごみになりますけれども、段ボールコンポストを作って、例えば給食の残菜を入れて、そしてできた堆肥とかを学校のお庭とか畑とかちょっとありますのでそういったところに使っていただいて、またそこでできた作物を食べてということで循環的な学びができるのかなというところで準備していたところですが、最終的には御希望されたのがこの生き物の関係であったということになっております。

そして、希望の学校のみかというところでございますが、全部の小学校のほうにはお声をかけさせていただいているところで、結果としてこのような形になっているところがございます。

今後につきましては、令和3年度の状況見ましても学校が若干偏っているかなというところもありますので、過去の授業の様子とかこういったものを写真とかで分かりやすく示した募集資料で、受けてみようかなというふうに活用を促すような形での募集の方法を取っていきなと考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 引き続き質疑を、ある方は。

辻本委員が手挙げていますが、その前に宮崎委員ありますよね。

○委員（宮崎吉弘君） すみません。133ページでよろしいですか、質問して。

○委員長（上村和男君） いいですよ。

○委員（宮崎吉弘君） 住宅太陽光発電と民生用燃料電池、それから住宅用蓄電池の実績で6件、3件、6件とあるんですけど、これ太陽光と住宅用の蓄電池、これがセットになっているんですかね。6件、6件というふうになっているんで、これがセットになっているのが一つと、住宅用蓄電池においては、移動式じゃないですけど、かなり大きい容量のリチウムの蓄電池が結構市販されているのを見かけるんですけど、そういったものは、これは住宅用と書いてあるので設置型に限って補助を出しているのか、その2点をお聞きしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） まず、太陽光発電と住宅用蓄電池が件数が同じであるということで、これは必ずしもセットでということではございません。たまたま件数が同じ数だったというところがございます。また、セットでの補助金の申請及び交付も、できると

ころではございます。

それと移動式というところでございますが、こちら、再生可能エネルギーの促進という形でさせていただいているところで、また、住宅用というところでさせていただいておりますので、基本的には設置型というところでしているところでございます。

以上でございます。

○委員（宮崎吉弘君） 分かりました。

○委員長（上村和男君） では質疑ある方は。

○委員（山本加奈子君） 今の絡みで1点。

○委員長（上村和男君） 絡んじゃうのね。

○委員（山本加奈子君） すみません。今の133ページですけど、これすごい、令和4年度、今年度見るともう7月1日で予算がいっぱいになっていたんですよね。令和3年度は申込みからどれぐらいの期間で予算に達したのかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 令和3年度の申請につきましては、7月で予算に到達しているというような状況で、大変人気は出ているというところでございます。

○委員長（上村和男君） 山本さん。

○委員（山本加奈子君） じゃあ、ほぼほぼ今年も同じ状況ということですね。じゃあ、ちょっとまた予算が増えるといいなと思いました。

以上です。すみません。

○委員長（上村和男君） それは後で意見交換のときに言われるんですか。それとも、課長に予算が足りないとは思いませんかと聞けば決算になりますが。

○委員（山本加奈子君） じゃあ、予算が増えたらいいと思いますが……、何て聞いたら。ちょっと御意見を伺いたいと思います。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 住宅用のエコエネルギー導入促進については、これがもう本市における再生可能エネルギーの促進の事業として代表的のものと思っております。令和3年度につきましては予算150万円、そして令和4年度は200万円ということで、予算をつけていただいております。今後も増やしていければいいなということで頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 同じページですね。さっき言われましたように再生可能エネルギーの普及と、また、低炭素社会の構築という目的を持ってこの事業がずっと続けられていると思うんですけども、じゃあ例えば今筑紫野市に太陽光発電をつけられている住宅がどんぐらいあって、大体今何%なのか、じゃあどのぐらいを目指しているのか。例えば、国でもそうですけど市町村でも脱炭素、低炭素というのは数値化して、もうゴールまで決められて目標を持っている中で、先ほどの予算の話ですけど、じゃあ年々何件、希望があっても結局予算がつけられなくて進んでいけないのであれば、そういった数値的な目標はどのように考えておられるのか。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 本市における、FIT制度に限ったところになるんですが、再生可能エネルギーの現状ということで、環境省のほうが集めているデータがございます。その中で、10キロワット未満のいわゆる住宅用という小さい設備についてでございますが、令和2年度、これが最新のデータで、本市においては2,993件設置がなされているということになっております。令和元年度が2,831件ということですので、160件ほど増えていると。平成26年度からのグラフを見て私はお話ししているんですけども、累計で年間100件から200件ほどずっと増えていっているというような状況になっております。

そしてあと数値の目標でございますが、第三次環境基本計画、こちら令和3年度から計画の期間となっておりますが、こちらのほうに取組指標ということで設けさせていただいておりまして、補助金の交付件数については目標値を令和5年度におきまして395件というものを持っているところでございます。これにつきましては、現在の基準値、令和元年度335件から目標値を令和5年度395件ということで、実績値は令和3年度の、これは累計件数になりますが361件という形になっておりますので、今後も件数を増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 分かりました。環境基本計画、もう第三次ですけども、その中にも、例えば、公用車に対する低公害車両、目標値20台とか、先ほど言われたこれで言う太陽光発電の設置の目標数値、令和5年に対して目標しているということですけども、そ

れを考えたときに、各年で予算を組んで整備をされているとは思いますが、大体恐らく現場としては住宅の改修であったりリフォームの際にされるんですよ。

そんなことを考えたら、今年度は例えば見送りになったと、じゃあ来年に回していこうというふうにはならないと思うんですよ。ましてや、これ何でこういうこと言っているかというと、物が、年々というよりもっと早く資材が高騰していつている中で、補助率は変わってないんですよ、筑紫野市のやっている補助はですね。

で、考えたときに、その補助を受けて一緒にやろうかという方が、その補助を受けられない、それでやめられるのか来年にしようと思われるのか分かりませんが、そういった面では、本当にこの令和3年の事業効果、この予算の中では確かに行ってあるとは思いますが、一方で今の直近の状況見ると、やはり補助率の関係、またその1年間の目標値の関係というのは考えていかないと、これ自体ももともと発注業者は筑紫野市の事業者というふうになっていますので、そういった面では、太陽光つけられる方が環境に、そして市で考えている低炭素だったり再生可能エネルギーの普及だったり、もう3者にとってもいいということを考えれば、今の時に応じて、例年やっていて令和5年には目標達成しますよではなくて、そういう状況に際してもいろんなことを考えるべきじゃないかなというふうに思いましたので、予算のときもちょっと話しましたが、国がやっている、行政にお金来ないけど個人で受けられるもの、電気自動車だったりいろんなものを出していますので、予算がかからない範囲でもそういったのをアナウンスすることによっても普及していったり意識が変わっていったりするんじゃないかなと思うので、決してどんどん予算をつけて、じゃあもっと枠を取ったらいじゃないかだけではないんですけど、そうやって広く考えていただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 答弁はいいですかね。

○委員（波多江祐介君） はい。

○委員長（上村和男君） ちょっと前田委員がまだ言おうとしていますので、後で辻本委員行きます。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） このごみ収集においてと組合負担金においての考え方を教えていただきたいんですけども、例えば、歳入でいうとごみ袋の売却代で、一般用と事業用とあるかと思うんですけども、これが大体2億8,000万円ぐらいですかね。その中でも歳出

のところでは組合負担金、今回資料でも出ていますけども約9億5,000万円で、また、ごみ指定袋の購入費、販売費で約1億2,200万円、またごみ収集事業においては6億9,500万円ぐらいですかね。その歳入歳出の考え方をちょっと教えていただけたらなと思うんですけど。

○委員長（上村和男君） 質疑の意味がよく分からなかったかもしれん。それ、歳入歳出の何か、どこを聞きたいのか。考え方ちゅうと分かったようで分からないので、これとこれを足せばこうなるけん、こう引いて、こげんしろというようなことは考えないのかと聞いてくださいね。いいですか、もう1回質問し直しますよ。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） すみません、ちょっと分かりづらかったと思うんですけども、私もこの決算書を見た上で、ごみ収集運搬業務や一部事務組合負担金の歳出を私の中でちょっと整理をさせていただいていたんですが、その中で、このごみ袋の市民が購入されて市に入ってくる収入というものが大体約2億8,000万円ぐらいであって、歳出のほうに着目すると、もちろごみの、こちらの資料にもございますけれども、原価等で購入されて、それを商工会のほうで販売されているかと思うんですけど、そちらが大体1億2,000万円ぐらいで、その中で歳出がまたごみ収集事業でも6億9,000万円ぐらいで、一部事務組合の負担金が9億5,000万円ぐらいなんですよね。ましてや、こちらの資料のリサイクル売却益というものも入ってきていて。なので、その流れでその歳入と歳出の一連の収集運搬業務等の関連でどのように市として考えられているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） いいですか。

虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） まず、リサイクル売却益は、この審査資料の130ページのクリーンヒル宝満のリサイクル量と売却益のことであるというふうに考えております。

こちらにつきましては、クリーンヒル宝満のほうでリサイクルをされ、売却益については組合のほうに歳入として入ってまいります。これは筑紫野市の割合としてどれくらいになるのかというところでお示しをさせていただいたものとなっておりますので、市のほうには歳入としてはこれは入ってこないものとなっております。

そして、あと市の決算のほうになりますけど、指定袋の売却代ですが、こちらの一部は塵芥処理費のほうに充当がなされているというところがございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） よろしいですか、前田委員。

○委員（前田倫宏君） はい。

○委員長（上村和男君） いいですね。

質疑のある方は。

じゃあ、だんだん時間が迫っていますので、横尾委員が手挙げていますので、横尾委員を先にお願ひします。

○委員（横尾秋洋君） 太陽光はまた新エネルギーで、今ちょっと全国的に大型の開発の中で非常にトラブルが発生しているというような状況があつて、家庭内の屋根につける分はそうトラブルはあまりないようですけど、大規模なところで筑紫野市にそういう形で、例えば昨年度令和3年度に相談事があつたとかクレームがあつたとかいう事例は発生していないかどうか、お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 令和3年度におきまして、本課が把握しているものとしてはそういったものはございません。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。

それじゃあ、辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） すみません、4時半に終わるとか言っていましたけど、ちょっとかかるかと思ひます。

まず、資料131ページ見ていただきたいんですが、クリーンヒル宝満への負担金が9億5,019万7,000円あります。これは経常のほうは5億6,571万3,000円で臨時が3億8,448万4,000円と、これで分割されると思うんですが、この臨時のほうは施設建設に関わる起債で、もう昨年から金額が決まった額なんですね。

じゃあ、経常の5億6,500万何がしは変動すると見た上で、当初予算では10億1,200万ちょっとの予算だったと思うんですが、それから見ると、その9億5,000万というのはかなり減っている。じゃあ経常の中で何がもとで減ってきたのかということをまず御説明いただけたら、さっきの前田さんの質問に若干つながるかなと思ひています。まずこれが一つ。

二つ目が……。一つずつのほうがいいですかね。（「1問ずついったほうがいいね」と呼ぶ者あり）じゃあ一つずつ。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） まず、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の負担金が令和3年度の予算から決算にかけて減額となっているという点でございますが、こちらにつきましては、組合の事務局のほうに確認しましたところ、売電の収入が増えたというところで、その関係で市の負担が減ったということです。これが主な理由ということで伺っております。

またもう一つの理由としては、有価物のほうですね、こちらのほうも売却をしておりますが、これの利益が上がったというところで、もう一つの理由ということで挙げさせていただきます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ごみ収集の負担金というのは、今売電の収入が増えたからということと有価物の利益が増えたからということもありますが、一番最初にごみ量が減ったからというお話があったと思うんですが、確かに搬入量が減るとその負担金も減っていくということで言えば、やっぱり市民全体、税金をいかに有効に使うかということでは、ごみ量を減らしていくのがいいかなと思っています。

そこで、ごみの指定袋の話ですが、129ページを見ていただきたいんですが、可燃物に限ってお話すると、可燃物には、緑色の袋には大と普通と小というのがあります。ちょっと数字を令和2年と3年度を見ていただきたいんですが、大きな袋は若干減っています。そして普通袋が増えています、6万枚増えている。これは率で言えば2年から3年に向かっては約105%に増えている、小に至っては111%増えているということで、だんだん皆さんごみの分別が進んで、いわゆる燃やさなければならぬものがかなり減っていったということが、ごみの総量の減少につながっているのかなと思っています。

ただ、この小さい袋というのはなかなか売っているところが少ない。でも、高齢者の独り暮らしの方はこの小さい袋でもまだ、ちょっと大きいのよね、もっと小さい袋が欲しいのよねという声もある中で、この小さい袋の販売をもっと増やすとさらに、この袋に入れるために分別が進んでいく、ごみの総量が減っていく、紙ごみとか資源化できるごみは増やしていくことができる、リサイクルが進むというふうな形になるかなと思うんですが、この小さい袋を販売するお店を増やすということはこれからも可能なかどうか、それをまず2点目お伺いします。

○委員長（上村和男君） いいですか。

虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 小袋の取扱店でございますが、そうですね、商工会のほうから取扱店舗に対して販売していただいているところですが、その中で小袋もありますよということはアナウンスしていただいておりますし、新しく取扱店となるお店もございます。そういったところには全ての品目についてお知らせをしていただいているところでございます。

なかなか、筑紫野市のごみ袋はいろんなラインナップが豊富でございまして、お店の中でもやっぱりかなりのスペースを使ってしまうということもあって、小さいお店はなかなか全てのラインナップをそろえられないというところがあるかなというふうに思っておりますが、委員のおっしゃるとおり小さい袋に変えていくという意識を持っていただくことは、リサイクルにつながっていく、ごみ減量につながっていくというふうに考えておりますので、機会を持って私たちのほうからも商工会にお願いをしたり、小袋があるということ、ごみ出しカレンダー、それからホームページ等でお知らせをしていきたいというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） じゃあもう最後に、辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 最後ではないですけど、リサイクル量を増やせば燃やさなければならぬ量が減っていくというのは今、皆さんの認識だと思うんですが、新聞というのは全体に発行部数も減っていったらいいというのは分かっている、どこかにリストがあると思うんですが減っていったらいいです。でも、段ボールが増えているのは、コロナ需要で宅配便が増えたからというのも昨年と同じなんですけど、ただ雑紙については、推進しているはずなんですけど、そんなに増えていないと。では、この辺りのPRをもう少ししていただければ、かなり雑紙もリサイクルの対象になっていくのかなと思っておりますが、この辺は環境課としてはどのように雑紙のリサイクル化を進めるかを考えておられるのか。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○環境課長（虫明しのぶ君） 雑紙については、こういったものが雑紙に当たるのか、出してはいけないもの、光沢があるコーティングされているものとか禁忌品がございまして、そういったものが難しいというところもありまして、回収量をアップするためにも、紙ごみの分別に係るチラシを令和元年度に作成させていただいて、全戸配布をしたところでございます。

本年度の話になるんですけども、そのときのチラシが大変好評だったというところも

ありますので、ホームページのほうに掲載させていただいて、おうちでダウンロードしていただいて、例えば家の要らなくなった紙袋にその雑紙の分別表をつけて、御家庭で分別、リサイクルに励んでいただくというような、そういった活用を希望しているところでございます。

今後も雑紙については、あらゆる機会を使って発信していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 最後です。

ごみ袋の売上げ、さっき前田さんも言われましたが、売上げが2億8,298万7,200円、これの原価と販売委託料が1億2,193万1,940円で、要するに1億6,105万5,260円の差額が生じています。これを一部積み立てて環境基金のほうに、4,000万236円と何か半端なんですが積み立てられています。この環境基金の残高そのものは9,565万8,000円あると。かなりの金額があると。

この環境基金については、昨年もその前も議論があったと思うんですが、何に使うのかというところで、環境基金が設立されたときには環境問題の環境政策に取り組むということで設置されたと思うんですが、昨年か一昨年の決算のときには、一般会計に入ってしまうのでもうあとは何になるか分かりませんというお答えいただいてから、やっぱり当初の目的である環境基金は環境問題に使っていただきたいなと思っています。

先ほど波多江さんが言われた、例えば今の社会の動きを見て力を入れないといけないところですね、例えば太陽光発電とか、それに伴う蓄電池の普及とか、それに。少しずつではなくて、やっぱり今というときがあると思うんですね。そのためにこれを使うとか、環境問題のためにこれを使う、それを使った結果、地元の企業にもまた還元することもできる。

この前段であった補助金の有効的な活用みたいなところで言えば、一つの補助金が二つぐらい、三つぐらいの役割を果たしていくというふうな使い方を考えると、この環境基金を環境政策に生かす、そして市内の経済活性につなげていくような施策を、同じ部内の話なので、ぜひ検討というか、そういうふうな使い方をしたらどうかと思っているんですが、どのようにお考えなのかというのをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 課長が答えますか。

○委員（辻本美恵子君） 部長に。

○委員長（上村和男君） 部長に答えさせましょうかね、初登場ですから。

○委員（辻本美恵子君） はい。

○委員長（上村和男君） 考え方ですから、どうぞ表明してください。（「ちょっと全部言われてしまって」と呼ぶ者あり）言われたけんね、ちょっと。（「今休憩」と呼ぶ者あり）

ちょっと休憩します。

休憩 午後4時40分

再開 午後4時40分

○委員長（上村和男君） じゃあ、再開いたします。

野田部長から答弁をいただきます。

部長。

○環境経済部長（野田清仁君） 決算認定資料の175ページに、今言われました環境基金の決算年度末現在高が記載させていただいています。9,341万3,293円の基金残高がございます。

今後についてもこの環境基金につきましては、いろんな環境基金の充当事業がございますので、それに基づいて使用しながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） それでは、頑張ってくださいということが満ちあふれておりますので、ぜひ。今日も少し議論になりましたが、市民が参加してつくるまちづくりというのを筑紫野市は目指していると思いますし、環境問題でも自然との共生をうたっていますので、ぜひ学校教育で少しみんなで相談しながらやってみましょうと課長が答弁してくれています。やっぱり小学生のときからちゃんと勉強しとくと、家に帰ってもお話ししますので親を教育してくれます。そういう流れの中で、まちづくりは人づくり、人づくりは教育ですから、せっかく環境課がこういういい取組をさせていただいていますので、進むように努力をしていただければと思っております。

それでは、これで環境経済部環境課の集中審査を終わります。お疲れでございました。

野田部長はまた20日の10時から一緒になりますので、よろしく願いいたします。

○環境経済部長（野田清仁君） 長時間ありがとうございました。また来週お伺いさせていただきます。

○委員長（上村和男君） どうもありがとうございました。

それでは、決算審査特別委員会は本日はこれをもって散会をして、第5回を20日の10時からここで始めますというふうにいたしますので、皆さん、これにて散会をいたします。お疲れさまでした。

散会 午後4時43分